

平成 28 年

南三陸町議会会議録

第9回定例会 12月6日 開会
12月12日 閉会

南三陸町議会

平成 28 年 12 月 8 日 (木曜日)

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成28年12月8日（木曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 後藤伸太郎君 | 2番 | 佐藤正明君 |
| 3番 | 及川幸子君 | 4番 | 小野寺久幸君 |
| 5番 | 村岡賢一君 | 6番 | 今野雄紀君 |
| 7番 | 高橋兼次君 | 8番 | 佐藤宣明君 |
| 9番 | 阿部建君 | 10番 | 山内昇一君 |
| 11番 | 菅原辰雄君 | 12番 | 西條栄福君 |
| 13番 | 後藤清喜君 | 14番 | 三浦清人君 |
| 15番 | 山内孝樹君 | 16番 | 星喜美男君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 後藤伸太郎君 | 2番 | 佐藤正明君 |
| 3番 | 及川幸子君 | 4番 | 小野寺久幸君 |
| 5番 | 村岡賢一君 | 6番 | 今野雄紀君 |
| 7番 | 高橋兼次君 | 8番 | 佐藤宣明君 |
| 9番 | 阿部建君 | 10番 | 山内昇一君 |
| 11番 | 菅原辰雄君 | 12番 | 西條栄福君 |
| 13番 | 後藤清喜君 | 14番 | 三浦清人君 |
| 15番 | 山内孝樹君 | 16番 | 星喜美男君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | |
|---|---|----|-------|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君 |
| 副 | 町 | 長 | 最知明広君 |

| | | |
|---------------------------------|---------|-----|
| 会計管理者兼出納室長 | 芳賀 俊 | 幸 君 |
| 総務課長 | 三浦 清 | 隆 君 |
| 企画課長 | 阿部 俊 | 光 君 |
| 震災復興企画調整監兼 地方創生・ 官民連携推進室長 | 檀浦 現 | 利 君 |
| 管財課長 | 仲村 孝 | 二 君 |
| 町民税務課長 | 佐藤 和 | 則 君 |
| 保健福祉課長 | 三浦 浩 | 君 |
| 環境対策課長 | 小山 雅 | 彦 君 |
| 産業振興課長 | 高橋 一 | 清 君 |
| 産業振興課参事 (農林行政担当) | 佐久間 三津也 | 君 |
| 建設課長 | 三浦 孝 | 君 |
| 建設課技術参事(漁 港・漁集事業担当) | 宮里 憲 | 一 君 |
| 危機管理課長 | 佐藤 修 | 一 君 |
| 復興事業推進課長 | 糟谷 克 | 吉 君 |
| 復興市街地整備課長 | 小原田 満 | 男 君 |
| 上下水道事業所長 | 及川 明 | 君 |
| 総合支所長兼 地域生活課長 | 阿部 修 | 治 君 |
| 南三陸病院事務長 | 佐々木 三 | 郎 君 |
| 総務課長補佐 | 大森 隆 | 市 君 |
| 総務課主幹兼 財政係長 | 佐々木 一 | 之 君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|------|-----|
| 教育長 | 佐藤 達 | 朗 君 |
| 教育総務課長 | 菅原 義 | 明 君 |
| 生涯学習課長 | 阿部 明 | 広 君 |

監査委員部局

| | | |
|--------|------|-----|
| 代表監査委員 | 芳賀 長 | 恒 君 |
| 事務局長 | 佐藤 孝 | 志 君 |

選挙管理委員会部局

書記長

三浦清隆君

農業委員会部局

事務局長

佐久間三津也君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長
兼議事調査係長

畠山貴博

議事日程 第3号

平成28年12月8日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 陳情9の1 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について
- 第 5 陳情9の2 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書
- 第 6 議案第144号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について
- 第 7 議案第145号 財産の取得について
- 第 8 議案第146号 財産の取得について
- 第 9 議案第147号 財産の取得について
- 第 10 議案第148号 財産の取得について
- 第 11 議案第149号 南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第150号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第151号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第152号 南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例の一部を改正する

条例制定について

- 第15 議案第153号 南三陸町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第154号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第155号 南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第156号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会3日目です。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。遅刻議員14番三浦清人君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番後藤伸太郎君、2番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配付しておりますとおり町長提出議案2件が追加して提出され、これを受理しております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告5番菅原辰雄の一般質問2件のうち1件目が終了しております。2件目の被災しなかつた内陸部の農業振興策について、自席での一問一答方式による発言を許します。11番菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） おはようございます。

では、2件目の質問に入ります。町長に、今回被災しなかつた内陸部の産業振興策はについて伺います。

震災による津波で被災した農地は、現状復帰として整備が進み、団体での営農活動を再開、あるいは目指しております。半面、被災しなかつた内陸部では高齢化や担い手不足など展望

の開けない現状であると考えるが、町として現状をどう捉え、どのような方策を講じていくのか伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、菅原議員のご質問に、2件目になりますが、お答えをさせていただきたいと思います。

ご承知のように、本町の農業振興につきましては、中山間地域による狭隘な土地や1戸当たりの経営面積が少ないことから、水稻を主体とする施設園芸や畜産との複合的経営によりまして生産性、所得の向上を図れるように国県の各種事業を導入して農業振興を図ってきたところであります。

しかしながら、今ご指摘のように、当町のみならず全国的な傾向として近年農村地域の高齢化、人口減少等による担い手不足によりまして、農業の継続そのものが難しくなってきている現状であります。また、これまで地域の活動等によって支えられてきた農業の持つ多面的機能の発揮でも支障が生じつつあり、国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成等の維持も難しくなりつつあります。

こうした中、農業を継続していくためには生産性や所得の向上を図ることを初め、農地の集積に加えて担い手の育成等が課題となっているところであります。

冒頭で申し上げましたように、当町は中山間地域という生産条件が不利な地域であります、こうした地域に対する農業施策としまして国県が実施をしております中山間地域直接支払制度や農業農村の多面的機能の発揮のための地域活動や、営農の継続等に対する支援としての多面的機能支払制度に町も連動する形で農業を推進し、農地の集積、集落営農組織の立ち上げを支援して、作業の効率化や生産性の向上、所得の向上、担い手の確保にも努めてきたところであります。また、国が進める経営所得安定対策による直接支払交付金や産地交付金など農業を支援する各種事業がございますので、県や関係機関等と連携して導入できる事業を積極的に推進してきたところであります。

畜産については、飼養者の高齢化による農家戸数の減少も進んでいるところでありますが、家畜導入に係る特別導入基金事業などを活用していただくよう農家の皆さんに周知をしているところであります。

今後は計画的、安定した農業経営ができるように、また各種事業や導入する上で必要不可欠となつてまいります認定農業者制度の活用や、意欲ある新規就農者には青年就農給付金制度

の活用を推進するとともに、加えて既存事業の中山間地域直接支払制度や多面的機能支払制度については対象面積の拡大、中間管理事業を活用した農地集積、新しい担い手組織の設立などにも支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長よりこれまでいろいろ取り組んでというか、支援をしてきた事業について答弁をいただきました。

これらはこれまで培ってきた農業を継続、ただそれから発展はちょっと見られていない現状であります。これまでの制度、さまざまことで町、特に県と取り組んできたことは承知しております。今言いましたように、それでもなかなか展望が開けない状況だから、町としてどういう取り組み、措置を考えているかということでございます。

今、町長の答弁の中にやる気のある青年どうのこうのとありましたけれども、今やる気の出ない、やる気の起きない現状であります。ということはすなわち何もできないんだ、そういう捉え方もできるかと思います。それらを踏まえていろいろ方策を、知恵をお互い出し合って進んでいかなければ、本当にこの町が内陸部から消滅してしまってはいかないかという危機感を持って臨んでおるわけであります。

とりあえず、町長として、現状だとあと5年、10年先を考えたらどのような思いを今お持ちでしようか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） やはり、菅原議員、現実を見なければいけないと思います。震災前の南三陸町の経営体数、604経営体ございました。いわゆる担い手です。604経営体ありました。今、平成27年で311経営体、半分減ってしまった。この5年で。この実態をやはり見なければいけないと思います。

私、ずっと前からお話ししておりますように農業のみならず漁業もそうですし、商工業もそうでありますが、基本的にはその産業で飯を食べていいけるかいけないかということに尽きるんだろうと思います。基本的には先ほど来お話ししていますように、この地域は残念ながら中山間地域ということで個々の農業所得が生計を立てていく上においては大変厳しい地域だと思います。そういうことを踏まえてこの問題は議論しなければならないと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 全く今町長が言ったとおりで、数字は把握しておりませんでしたけれど

も、そういう状況にあることは私もわかっておりますし、それを承知の上で今後集落として地域としてどう存続させていくか。今人口減少どうのこうのと言っていますけれども、基本的なところはそこから来ると思います。今まで生活してきた人がそこでなりわいとして田んぼなり畠なり山なり守って、ずっと住んでいけない状況であります。だから、それを何とかいろいろな知恵を出し合って打開をしていかなければ、現状維持もかなり難しいのかなという感じであります。

そこでなんですが、いろいろなことで中山間直接支払とか多面的機能とかいろいろあります。これは本当に農家の方にとっては日常やらなければいけないことをやっておりまし、それで助成というか、直接現金になってくるといういい制度であります。しかし、これも組合を組織しているのはまだ、半分ぐらいになっているのかな、数としてはわからないけれども。そういうのもいい制度なんですけれども、なかなか全部活用し切れないのかなという現状であります。また、いろんな制約等もありますし一回組織に入るといろんな開発とか難しい面もありますけれども、それらを踏まえましてもそれはいい制度であります。やる気の出ないというかなかなか自主的にやらない分野でありますので、そこは継続、まだしていってほしい。それは願望であります。

そのような中にありますて、南三陸型農業と以前から話しておりました。田んぼ、畠、畜産、林業、含めて複合型経営、これが南三陸型農業だとやってきておるのは承知しております。そのような中にあって震災後、特に繁殖農家さんが激減しまして、子牛の値段がかなり高うございます。でも、今値段が高いからやろうという若い人が出てきていない現状であります。それは目先にとらわれないでずっと考えている証拠でありますけれども、こういうことで今はいいんだけれども、将来的に展望が開けない。

さらには、先ほど私が言いましたように、5年10年後、今内陸部で田んぼを耕作している、畠を耕作しております。しかし、この担い手が年とてきたらすぐ耕作放棄地になってしまふ現状であります。そのときに、そのうちの誰かが田んぼなりなんなりを後継いでやればいいんですけども、いろんな仕事が忙しい、また息子が仙台なり県内の遠くに住んでいる状況だとできない。そういうことで農地集約制度、農地バンク、そういう方針を打ち出すって国ではありますけれども、現状ではなかなかその制度もうまく活用できていないと思うんですけども、その辺の制度とか現状をどのような思いで見ておられますか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき、言い忘れましたが、組織形態、法人化ですよね、集積化してい

ってということで。そういう観点でいくと、法人の数とすれば従来6社だったのに今9社ということで3社ふえてございます。大規模化といいますか、そういう方向で進む方々もいらっしゃいます。ご承知のように、在郷の方とか在郷のほうで、コマツナだったか、やっている星君とか、そういう大規模に展開をしている方もいます。

ただ、菅原議員がおっしゃるように各家庭個別の問題にそこに行政として立ち入るということについては、正直申し上げて農業のみならずどういう産業でもそこまで行政が入るということは不可能でございます。我々が提供できるのは、国の制度含めそういうものをどのようにうまく利活用してもらうのかということについていわゆる情報提供したりとか、そういう相談に乗るとかいうのが我々の問題、我々の取り組む大きな課題だと思っておりますが、基本的に営農の問題ということになりますと、菅原議員もご承知のように31年4月には登米、栗原、石巻、南三陸、これが1つの農協になるということになっておりますので、そちらのほうで営農の担当している方職員のうち十四、五%いらっしゃるとお聞きしておりますので、そういう組織が大きくなつてそこの中で営農をどのようにしていくかということについての、JAの力量を問われると思っております。

ある意味、これは分け隔てして考えなければいけないのは、我々としては制度的なものについての農業の方々の支援は我々もしっかりとやりますが、しかしながら営農あるいは生計という部分についてはJAとしてのしっかりととした対応が望まれるんだろうと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長のあれでは個別のあれでは入っていけない。これは重々承知しています。私はそういう思いで話をしたんじゃないですけれども、そういう受けとめられるような質問をしたということは私がうまくなかつたのかな。そういう点では反省をしながらやっていきます。

結果的にはそういう個々の問題になりますけれども、地域全体としてはそういう状況でかなり先行き展望が開けないという現状であります。きのうの環境基本計画でもいろんなことで自然との折り合いとかあります。海のほうでラムサール条約もあります。海はあれですけれども、源をたどつていけばやはり山林とか山とか、田んぼとか畑とか、それに付随して川とかそういういい環境も整つていけば結果としてそういう条約にも批准できるような形態がなるのかな。そう思っています。そのような中にあって、その源である内陸部で荒廃が進んであれば、先ほど一番最初に、町長、景観とか寒さのことをおっしゃいましたけれども、そ

いうことにも関連してくる。要は財産としてなりわいとしては個々なんですけれども、捉え方は全体として捉えていかなければいけないんです。そういうことで、町としては地域全体と見たときにどういうふうに思いをするか。

今、町長話をしましたように、行政としては国の制度とかいろんなことを周知徹底していくに活用していくか、そういうことをしていくものだということでありますけれども、それと同時に町として地域全体、内陸部のほうに、戸倉も被災しなかった内陸部のほうがあります。入谷もあります。歌津地域もあります。それらを総じて、1回に全部というわけにいきませんけれども、その中ではここに区切ってもいいですから、こういうところはこれでいいんじゃないかと、そういうことも知恵を出し合って、でなかつたらもうちょっと地域の人たちを集め、やっていないとは言いませんけれども、もうちょっとみんなの声を聞いてどういうふうにいくべきかと、そういう形が私には少ないのかなと、そういう思いをしておりますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分で森、里、海がつむぐというのが南三陸町の自然の大きな特徴の一つであります。ですから、どこの部分が欠けてもこの南三陸にとってはあってはならないことだと私は認識してございます。その観点からさまざまな方々がA S CだとかF S Cとかさまざまな取り組みをなさっている。それが全体としての南三陸の一つのブランドあるいは環境を形成しているということについては十二分に私も認識してございます。

そういう観点で、町としての個別の取り組みあるいは指導等にどうなのかということは担当参事から説明をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 町全体の内陸部に係る農業支援と町としての農業支援はということだと思いますけれども、町長答弁申しましたように、基本的にはまさに内陸部に対する支援ということでの中山間直接支払制度でありますとか、多面的機能につきましては中山間地域にかかわらず草取りとか除草とかそういった作業の支援制度でございますので全体にかかわってきますけれども、まさにそういった制度が支援となっていきるところでございます。

町を経由しての支援はそういった2つの制度、大きな制度がございますけれども、これ以外に町長答弁でもございましたように、国が進めています経営所得安定対策事業ということで米の直接交付金、それから産地交付金ということでそれぞれ農家の方に直接支援している事

業もございます。その中で、特に町全体として支援をしているところでございますけれども、入谷地区でありますとか歌津地区では内陸部に当たります払川、上沢、中在、樋の口そういったところにもそうした直接交付金といった事業を導入してきているところでございます。

それ以外に、産地交付金につきましては10アール当たり7,500円という制度でございますけれども、それに加えて産地交付金ということで町で戦略的作物あるいは地域振興作物としてネギやホウレンソウ、コマツナなどを振興作物として推進しております、そういう作物を栽培した際にも産地交付金ということで農家の皆さんに直接交付している支援もさせていただいているところでございます。

そういったところで大きな支援事業をしているところでございますけれども、確かに先ほど町長がお話ししましたように、農林業センサスで申しますと2010年、町内全体で604の経営体が2015年ではおよそ半分の311経営体になったということで、現実的に後継者が少なくなっているという実情がございます。

しかしながら、農業を持続していくためにはやはり少ない担い手でございますけれども、中には若い方で葉物野菜を積極的に規模を拡大しながら一生懸命取り組んでいる方もいらっしゃいます。また、入谷でも若い方でいろんな作物に挑戦されている方がいますので、そういう方々を側面から支援しながら少しでも担い手の方々の支援になるように町でも努めているところでございまして、将来的には少なくなっている現状がございますので、やはりその対策としましては農地の集積でありますとか中山間事業で導入していますように、組合を形成して農地を所有されている方々も、それぞれお互いに助け合って農地を保全していく取り組みが必要になってくるんじゃないかなと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、参事から前向きと言っていいか、そういう姿勢を伺いました。いいことであります。

いろいろ産地奨励金とかなんとか制度はありますけれども、その辺の事務手続とかいろいろことで遅延するというかそんなうわさちらほら聞きますけれども、その辺のあれは大丈夫なのかな。その辺もお伺いしておきます。

改めて、法人化とかいろんなことで参事から604の経営体が311、半分になったって改めて話されました。さっき町長も法人化が3社ふえた。いいことでございます。ただ、こういうふうにふえているのもありますけれども、全体として捉えた場合はまだごく一部なんです。それを何ていうか、もう一度みんながやる気を起こせるような方策、例えばこういうことをや

ってみませんか、そういう提案もしながらいろんなことでやっていければいいのかなと思います。

そういう中で、参事話した中では例えば種購入とか、そんな助成とかさまざま制度はあろうけれども、一番のパロメーターとして来年度の予算編成の折にもその辺をもうちょっと農業分野ではこうなりますよと、目に見える形で示していただきてやってほしいなど、そんな思いをしております。

いろんな制度があります。何回も言いますけれども、やる氣が出ない現状を開いていかなければいけない。それは共通認識を持って私も町もやって、こういうやる気のある人にはこういう制度があるよ、助成もあるよ。ただやる氣が出ないから。だからそうなると町長何か、今度の答弁で出てくるかわからないですけれども、他業種の引き合いもたびたび出してもらっていますけれども、それはそれとしてそういう現状であるから参事が言ったようなことで、もっと前向きにやっていければいいのかなということで感じております。

そのような中にあって、とりあえず田んぼとか、先ほどから言っていますけれども、例えばことしなんですけども、私も少しばかり田んぼを耕作しています。例年わらを結束していましたけれども、ことしは機械を取りかえてわら結束装置がついていないんだよと。ということは、わらを結束できないから切って捨てるということになります。だから、町内でも畜産農家とかさまざまありますて、わらも必要とする家庭もあります。ただ、わらも1年や2年ならいいんだけれども、毎年田んぼにすき込むと余りよろしくないということでもありますので、例えばの話ですけれども、そういう方々に一部の助成とかそういうのも振興策の一つかなと思います。例えば、1,500万円なり2,000万円のコンバインを買ったときに、わらを結束する装置だと100万円以上する。それじゃとてもじゃないけれどもできないよという事例もありますので、そういうところへのお手伝いというか、考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君が着席しております。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 施設整備に係る補助金というのはもちろんございます。一定程度の個人負担ということがありますけれども、このごろの補助事業につきましては基本的に経営規模を拡大するような方、集落的に団体で農業を行う方、個人の方に対する補助事業もございますけれども、基本的には計画をしっかりと立てて所得につながるような計画を立てている認定農業者制度というのがございますけれども、そういうた

定農業者の方あるいは新たに農業を始める方につきましては、認定新規就農者という制度がございますのでそういった方に対する支援はございます。

それで補助事業全般に係ることでございますけれども、個人の方に対する支援というよりはそういった農地を集約して大規模に作業の効率化、生産性の向上ということから規模を大きくする方、それからしっかりと計画を持った方に対する支援という内容になっているところでございます。

そういうことでないことはないんですけれども、そういう補助事業の向きになっているところでございまして、お一人お一人に対する支援はないという状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今の補助制度だと規模拡大とか団体、個人の認定農業者とかあります。

でも、私が今言っているのは、具体的なことは余り言うとうまくないかと思うんですけれども、ある方が震災後ですから、特に前はかなりの数があったんですが、今は50人、60人、それ以上の方の田植えとか田おこしとかコンバインでの稲刈り作業、そして乾燥までやってくれている人の念頭に置いた話を私はしています。

今話した要件からすれば個人なんですけれども、やっていることは個人の域を超えて地域全体の農業政策とかそういう分野にかかわる分野でありますので、個人とかそういう縛りでなくともっと拡大解釈といいますか、適用範囲を広げていく必要があるかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 費用対効果といいますか、そういった面からもお一人お一人に対する支援というよりは全体の農業を考える上での支援内容となってございますので、町といたしましてはそういった国県の支援事業と連動するような形で支援してきているところでございますので、そういった考え方で支援を考えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、今参事が大変困っておりますので、町として今そういうことも、例えば機械は個人持ちでもやっていることは全体にかかわることだよ、何十軒にもかかわることでありますので制度は制度として町はこういうことも考えられるということもありましたら。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話を聞いていて非常に簡単な話かなと思っているのは、その方がそういう形を担っていただいているんでしたら、法人化するのが一番早いと思います。法人化して補償をいただくということが一番問題解決につながるんじゃないかと私はそう思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。それはそれとしてわかりました。

これは私のことでないので、いろいろなことでそういう助成を受けられる対象はこうであるということでいけばいいのであって、参事、そのようなことで私も鋭意努力しますから、いろんな知恵をお貸しください。

今言ったのはそれで、以前からＪＡの方に聞いたいろんなことで畜産農家さんなどを集めてお話を聞くと、一番は堆肥の処理が出てくるそうであります。今の段階では被災農地の土壤改良ということでかなりの堆肥の需要があります。でも、これもあと一、二年、長くて三年くらいじゃないのかなと見ておりますけれども、堆肥処理が問題だと言っております。

そういう畜産農家の方からすれば堆肥センターで、本吉にもありますけれども、そういうのがあればいいなという話がありました。ただ、いざこ見ましてもそういう堆肥センターは赤字だそうなのでつくったらどうか、助成したらどうかとはなかなかいかないんですけども、それらの対応についてはどのような考え方をお持ちでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 堆肥の有効活用ということで現在農協さんが中心になりましたクラスタ事業ということで地域全体で取り組む事業がございまして、そちらの事業を取り入れることができないかということで準備の打ち合わせ会をしているところでございまして、それには生産者の方、農協さん、普及センター、行政など地域を大きく取り囲んだ事業となっているところでございます。事業そのものも結構高額な事業になるようでございまして、現在はそういった堆肥の課題についてもどうしていったらよりよくななるかということで協議をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、中身が詳しくわからなかつたので、済みません、もうちょっと大きい声でお話ししていただかないとなかなか聞き取れない分もあります。

そういう地域クラスタ事業として、準備打ち合わせ会を行政とかいろんな当事者が集まつて話をしている。その中で堆肥についても問題提起があったということでございますか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） クラスタ事業というのは、堆肥の有効活用ということでの事業となりますので、その事業を導入できるかどうか検討している段階ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 具体にはまだ堆肥使う、堆肥を導入する、今でも個々の人たちが寝かせて堆肥を作っています。それも今は、先ほど言いましたように被災した農地のあれに活用で大分はけているからいい。それが一段落したらどうなのって、そのうちに先ほどから言っていますように、田んぼやめたよといったら需要もなくなるし、そういう悪循環に陥ると思うんですけども、その中でまだ具体的な話はないのは承知した上であえてお伺いします。堆肥事業をどのような、町としてお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） クラスタ事業につきましては堆肥の有効活用ということで大きな事業でございまして、いずれ堆肥センターを設置するという内容になってくるかと思うんですけども、かなりの維持経費がかかるようございます。隣の気仙沼市本吉町にはあるようでございますけれども、運営は大変厳しいということを伺つておるところでございます。

クラスタ事業は大きな事業でございますけれども、ここに行う耕畜連携という事業もございますので、その事業に照らして導入できる方についてはそちらもご検討いただければと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。

堆肥センターも視野に入れた事業であるということを理解をいたしました。

そのような中にあって、それはそれでいいんですけども、例えば今バイオマス事業ということでやっていますよね。その中のきのうのこれの中でも、現在は使っていませんけれども、家畜のふん尿等も、今はやっていませんよ。バイオマス、それには家畜のふん尿等も可能であるという認識であります。堆肥センターとか堆肥事業はそういうふうに円滑に進めばいいんですけども、そうじゃなくてそれがその事業のほうに活用できるかとか。問題あるのは承知していますよ。産業廃棄物になるとか、今は事業者もその認定を受けていないということがあります。費用も高額に、必要か、それも認識しておりますが、あえて方向性として可能性として今後のまちづくりの中で考えておく事項じゃないかと私は思いますので、

その辺のお考えをお示しください。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今現在行っていますバイオマス事業につきましては、液肥というところでの考え方で進めさせていただいておりまして、堆肥を牛、豚、その辺の堆肥を活用するところまでは現在は考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 済みません、それは篤と承知で伺っています。だから、言ったでしょう。これは制度的にもいろんなことがあるよと。でも、将来的に考えるとき、今体制だとなんとかこればつになる可能性だってありますよ。そのときに、将来的、さつきから私言っていますよ。5年10年先も必要であると。今日の前に迫ってそれで今こう動かなっちゃならない。それも大事なんですが、そういう近い将来的な展望も必要であるということでお聞きしましたので、町としての考え方、たられば言ったらきりがないですけれども、そういうことも視野に入れて取り組んでいかなければ政策とは言えないと思って言っていますので、その辺を再度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 先日も、液肥利用に関する協議会というのが開かれておりましたけれども、その中で委員の中で堆肥化の問題もあるということでお話もいただきまして、例えば海のほうではメカブとかワカメの根っこを処理する問題があって、そういうのを活用する方法もあるのではないかとか、将来的にそういう堆肥化も有効利用するような考え方も町で検討していくといつていいのではないかというお話をいただきましたので、そういうことも含めて将来、バイオマス事業進めておりますけれども、そういったところの関連づけられる事業が今後あればそういったことも検討していかなければいいなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、課長、堆肥化と言いますが、私は堆肥になればそっちで活用するんです。ふん尿ですよ、堆肥にする前の話を私、言っています。堆肥にすれば持っていく必要ないと思うので、ふん尿の処理、そういうことでございます。

ただ、何回も言いますけれども、それでは設備の費用とか例えばふん尿の運搬の費用とか処理の費用とかこれはさまざま発生します。でもそれらは今ここで目の前じゃないから議論する必要はないので、町の考え方、大きな考え方どうなのということで聞いています。堆肥ということじゃなくてその前の段階、ふん尿ということでお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） ふん尿等につきましては衛生的な面もございますので、なかなか難しい処理、バイオのほうは難しいんじゃないかなと思っているところでございます。

堆肥の処理に係るクラスタ事業でございますけれども、先ほども申しましたとおり、導入できるかどうか今打ち合わせを行っているところでございまして、大変維持費的にもお金がかかるということを伺っております。

したがいまして、現状を見ますと確かに畜産農家の方がいらっしゃいますけれども、畜産農家の方も少しずつ減ってきてる状況にもございます。ですので、排出量と需要と、その辺のバランス、現時点では大きく崩れてはいないと考えているところでございまして、先ほどもございましたように大規模にやるのも一つの方法かと思いますけれども、今その打ち合わせをしているところでございまして、それぞれ個々の農家の方と畜産農家の方でうまく事業がかみ合えば耕畜連携という事業も導入することも可能ですので、そうしたところで対策をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今の答弁聞いていますと、いろんなことで先細りもしようがないなど、そんなあれを覚えます。私は内陸部の農業振興策ということで聞いてきました。全然振興策になっていなくて現状維持あるいは退潮もやむなしという思いを受けました。

いろんな問題、山積しますけれども、みんなが楽しく明るく暮らせるまちづくり、必要なんです、やはり。それをいろんなことでまず知恵を出し合って取り組んでいけばいいのかなと思っております。

いろいろ聞いてきましたけれども、町としまして少なくとも現状維持、若干は担い手が出るような方策をみんなで考えていいかと思います。それには、いろんな方々の意見を聞きながら進んでいけばいいのかなと思っております。

私、最後としますけれども、今回通告では被災しない地域の農業振興ということでやりましたけれども、実は被災して今原状回復の地域もあります。営農再開したところもあります。聞くところによると、畑の盤をつくるときに土が悪いのかやり方が悪いのか水が浸透しないで作物が成長しなかった。それはその人に言わせれば、盤つくりのときに田んぼと同じにやったから排水が悪いんだとか、それはそれとしてその方の意見かと思いますけれども、町も県の事業とはいえないいろいろとかかわりを持っておりますので、どのような意識でその取り組み

をしてきたのか。さらにはそういう声も聞いておられるのか。これは地域的に言えば中瀬町もそうだし、あとは何年目かに入ります戸倉地区もネギも今年は天候にもよろうかと思いますけれども、なかなか生育しなかった。そういう、盤のあれも私なりにあるのかなと捉えていますけれども、参事としてそういう情報を受けていると思うんですけれども、どのようなお考えを持ってどのような対応をしていくのか。いずれもそういう耕作者、その人たちの側に立ったような行動で考えいろいろ動いていただければという希望をしての、議長には通告外と言われるかもしれませんけれども、あえてこの辺をお尋ねいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 後段の畑の排水性ということでござりますけれども、恐らく圃場整備工区のところかなと思います。排水性につきましては、県にその都度あるいは畑の利用状況、耕作状況を見ながら何度も県にお願いしてきているところでございまして当然排水性、傾斜をよくするということで県からは伺っておりますので、今後補完工事が行われるということでございます。

先月も、産業振興課長と私と担当者で県に参りまして、圃場整備工区の補完工事とか原形復旧でまだ補完が行われていない箇所につきまして早目に対処していただくようにということでお話をさせていただいているところでございます。

先ほどのなかなか農業については先が見えないといいますか、尻すぼみになるような状況じゃないかというお話をされていましたけれども、意欲のある若い方も数は少ないですけれども、出てきております。先ほども申しましたように葉物野菜で規模を拡大しながらこつこつと一生懸命取り組んでいる方もいらっしゃいます。入谷でもいろんな作物に取り組んでいる方がいらっしゃいますので、そういった方々の取り組みを行政としましても支援していきながら取り組んでまいりたいなと思ってございます。

また、あいている農地などに、今例えば地域おこし協力隊ということで農業にもそういう協力隊がおいでになっておりまして、実際に入谷で修行みたいな形、農業の修行みたいな形で実際に農業を体験されているところでございまして、やってみようかという方がいれば町外の方でもどんどん声がけをしてその辺はマッチングをして、行く行くは移住にもつながればいいかなと考えているところでございます。

それから、新しい取り組み、特に震災後はネギなどを振興作物ということで推進しておりますので、そういう比較的所得につながる作物、そういった農業への取り組みということで推進、農業者の方に誘導してまいりたいなと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、いろいろご答弁いただきました。その中で、若干聞きづらかった点、例えば畠の整備、これからするところは傾斜をつけるとかあれですけれども、今現在そういうことを言っている方の畠についてはどうなんですか。もう整備した畠。例えば排水が悪い。それは本当かどうかわかりませんけれども、その方いわく、ブルドーザーで赤土のところ何回も行ったから水が通るわけないでしょと。それなりの対応というのは、ことし長雨、天候のせいもあったかもしれませんけれども、そういう懸念を抱いている方への対応はいかがなものですか。

あとはちょっとさかのぼって大変恐縮なんですが、施設整備で例えば建物の大きさとかによって消防法とかで後でいろんな負担が出てくる事例もあると聞いております。やはり、いろんなことで施設整備の面でもまだこれからもあろうかと思いますけれども、やはりいろいろことで多方面から勉強して後であら、知らなかつたと、そういうことのないような対応をしていってほしいと思います。

参考、だからやって作付をしてこういう事例だったよ、そういうところについてはどのような対応をしていきますか。それを含めて、先ほど耕作者の身になった考え方で臨んでくださいということを言いましたけれども、その辺はどういう対応をしていきます。

以上、2点お願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参考。

○産業振興課参考（農林行政担当）（佐久間三津也君） 農地の関係でございますけれども、それにつきましては耕作して排水に課題があるあるいはセキュリティーの課題があるということのお話を受けて、それで補完工事をしていただくということで進めております。確かに、現在やっていない、補完工事が行われていないところがございますけれども、来年の作付までには実施するということで県から聞いておりますので、もう少しお待ちいただければと思いますし、また何かあればこちらにお話ししていただければと思っております。

それから施設の関係でございますけれども、確かに結果的に後から維持費的な部分が出てきているところございますけれども、何とかその施設を運営していくように関係団体と連携しながら、そこには組合員であったり全体の収益につながるような事業も導入しながら運営について側面から支援できる体制で今進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。いろんなことで、やはりそういう耕作者、農業やる方、いろんな方々の立場に立った考えでいろんな面で進めていただきたい、それを強く希望して私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

通告6番小野寺久幸君、質問件名、原発事故への対応について。以上、1件について一問一答方式による小野寺久幸君の登壇発言を許します。4番小野寺久幸君。

〔4番 小野寺久幸君 登壇〕

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。議長の許可を得ましたので、壇上から質問させていただきます。

前回もお話をさせていただきましたけれども、東北電力女川原子力発電所は国の安全基準に適合させて原子炉の再稼働をさせるために安全対策等の準備を進めております。約半分が原発から半径30キロ圏内、いわゆるU.P.Z圏内に入る南三陸町でも原子力災害発生時の広域の避難計画が策定されております。避難計画をつくるには、どこの自治体でも実効性のある避難計画の策定には苦慮されているようです。避難計画を実効性のあるものにするためには、計画について訓練と検証をもとに見直しが必要だと思います。避難計画の検証と見直しを今後はどのように進めていくのかお伺いして壇上からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員のご質問、原発事故への対応についてというご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

1点目のご質問です。避難計画検証と見直しをどう進めるのかということについてであります。当町における原子力災害対策における広域避難計画は登米市米山町の4施設を避難先として、避難その他の措置の実施に必要なルール、体制等を定め平成27年8月に作成したものです。その後に行いました平成27年度原子力防災訓練においてその実効性を検証したところであります。

今年度の防災訓練においては、昨年度の検証結果を踏まえUPZから退避することを優先し、南三陸ポータルセンターに退域検査ポイントを設けて、志津川インターチェンジから三陸道にて登米市へ避難する措置等の実効性を検証することを目的としておりましたが、ご案内とおり、訓練前日に発生した津波災害の影響により訓練を中止ということになりました。原子力災害発生時の応急対策に関しましては、退域検査ポイントの設営を宮城県が、避難所及び避難所受け付けステーションの設営を登米市が行うこととなりますことから、今後の広域避難計画の検証等については宮城県及び登米市と密に連携し可能な限り早期に検証、見直しを図りたいと考えております。

次に、2点目のご質問、原子力災害についての知識をどう広げるのかについてでございますが、これまでに原子力災害が発生した場合に必要となる基本的な知識等をまとめた「原子力災害への備え」をUPZに限らず全戸に配布したほか、UPZに対しましては「原子力防災の手引き」や年4回発行されております「原子力だよりみやぎ」を毎戸配布するなど、継続的な周知を図ってきたところであります。

今後といたしましては、原子力防災訓練を原子力防災意識醸成や原子力災害について住民みずからが考える機会と位置づけ周知を図るほか、防災マップに原子力災害に関する情報やUPZ表示をすることで、UPZ住民に限らず原子力災害に関する知識の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問、県、関係自治体との協議をどう進めるのかということについてであります、1点目のご質問に関連しますが、当町の原子力災害対策における広域避難先として登米市より米山町の4施設をいただいているところであります。登米市におきましても、ことし6月に登米市UPZを対象とした原子力災害時における避難計画が策定されたことから、今後は当町と登米市との間で南三陸町民の広域避難に関する協定について必要な手續をとることになりますが、登米市においては石巻市民の避難受け入れ先でもあることから、宮城県を含め関係自治体と足並みをそろえて調整を図りながら進めていかなければならないと考えております。

最後に4点目のご質問、国のエネルギー政策についての考えはということですが、国のエネルギー政策については安全性を最優先に安定供給、経済効率性、環境への適合を重視して国の責任において行うべきものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 本題に入る前に危機管理課に、危機管理監という方が配置されたとい

うことですけれども、この方の位置づけと役割、特に原子力災害に関しての役割がありまし
たらお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 実は、議会開会当初から後席の座席でずっと傍聴している職員1名
おりますが、彼がこの12月1日付で採用しました危機管理調整監でございます。

実は、まずもって採用に至る経緯でございますけれども、昨年内閣府から地域防災マネージ
ャー制度という制度が創設されまして、特に地域防災マネージャーの要件というのがありま
して、防災に関する必要な知識と研修を受けた者とか、実務上で防災行政の担当5年以上携
わった者、または災害派遣の任務を経験したことのある者、そういう特殊な要件がござい
まして、その研修等を受けて改めて内閣府から地域防災マネージャーという証明された者が
この任に携わることができます。

実は、今年度当初から当町におきましても東日本大震災の経験を踏まえて、また今後大規模
な災害が発生したときに現場において的確な指示等を行う職員の養成も含めて必要だらうと
考えておりましたところ、この地域防災マネージャー制度というのが耳に入つてまいりました
ので、当町としてもその招聘に向けて内々検討してまいりました。特に、このライセンス
を取得する方が多いのが自衛官の経験者が多いということで、今回赴任していただいた危機
管理調整監も自衛官のO Bということでこのたび当町に赴任していただいたわけでございま
す。

また、必要経費につきましても国で創設された制度であるということで特別交付税の措置対
応ということで、採用した場合満額単費ではなく一定の財政支援があるといった内容でござ
います。

具体的な危機管理調整監のこれから果たすべき役割については危機管理課長から答弁いたしま
す。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 危機管理監の位置づけということでございますけれども、参事
として危機管理監という立場にあります。その業務といたしましては、危機管理業務に係る
重要事項についての企画立案に参画をしていただくということになります。総務課長が申し
上げましたように、地域防災マネージャーの資格を有する職員でありますので、その防災に
関する専門性という部分についてさまざまな分野で力を発揮していただくことになります。

具体には、防災計画であったり原子力に関する広域避難計画含めての防災計画、それからさ

さまざまな総合防災訓練を初めとした訓練の企画立案、実際災害等が発生した場合における現場指揮等、関係機関との連絡調整といった業務を担っていただくことを想定しております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） わかりました。

先ほど、町長、計画ができて訓練を行ってきたと、見直しもしているということですけれども、町でやっている部分とこれまでやってきた県の防災訓練と一緒にやってきたということですけれども、先ほど町長が言った以外にもいろんな訓練が行われたということですけれども、これまで計画ができてから行われてきた訓練の内容と、その結果見えてきたものをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまで行ってきた訓練につきましては宮城県と内閣府も入ります。UPZ圏域の市と町が入ってのテレビ会議ということを行ってまいりまして、その中でいざ災害が起きた際にどのような初動体制が必要なのかということについてのテレビ会議でやりとりをしてきたということでございます。

これまで検証といいますか、私ずっと思っているのは退域検査ポイントなんですが、基本的に町外に退域検査ポイントを設けるということについてはいかがなものかなという思いがあります。退域検査ポイントについては、ある意味町内でそのポイントをつくってそちらで検査をして町を離れるということが、うちの町民にとってはそのほうがいいだろうということでその辺も含めて今検討しているんですが、ただ先ほどお話ししましたように、今回ポータルセンターを退域検査ポイントにしようと思ったんですが、残念ながら先ほど言いましたように訓練ができなかったという経緯がありますが、いずれそこがベストということではなくてどこが果たしていいのかということについて今後も検証していく必要があるとは認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いろいろ課題はあると思います。

今の避難計画についてお伺いしたいと思います。避難計画では基本方針として考えるべき5項目が上げられておりまして、その内容と概要等についてお伺いしたいと思います。一つは計画の想定なんですが、これは女川原子力発電所の事故を想定して進展と災害の拡大に応じてという想定になっておりますけれども、原子力災害が具体的にどういうものがあるか、いろいろあると思うんですけども、女川原発以外の事故の想定あるいは災害の想定と

いうのはされているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 女川原発以外の災害の想定というのは例えはどういう、女川の事故の想定の以外ということなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 東日本大震災の際も、福島で事故があつて放射能はこちらまで飛んできたと。かなり広域に飛んできましたけれども、避難までには至つていませんでしたけれども、そういう、遠くの原発あるいは原子力施設の事故の際の対応というのは今後考えられないのでどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点として、うちの計画の中で女川原発以外、例えば今回福島の問題含めてそうなんですが、そのことを想定しているということは現在としてはございません。基本的に今お話がありましたように、風向き等でどのように変わっていくかというまさに不確定要素が非常に多い問題でございますので、そこをどう検証するかということがこれから大きな問題になってくると思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その想定なんですかけれども、原子力災害は往々にして複合災害、自然災害と一緒に発生することが多いんですけれども、予想されるんですけれども、計画には複合災害の場合の行動と手順について定めるとなっておりますけれども、内容をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば、今回の東日本大震災もそうですが、地震と津波と原発という問題、複合的な災害が起きたわけでございますが、多分今後女川で大きな問題が起きるということになりますと当然当地域は津波災害ということは避けられないわけでございます。そうするとやはり複合災害というときに、果たしてうちの町のUPZ圏の住民の皆さんをどのように避難計画の中に組み込んでいくか。先ほど申しましたように、退城検査ポイントをポータルセンターとかあるいは入谷地域とか、そういうところには多分設けられないと思います。戸倉地区から45号線を上つて町内に入ってきて入谷に入る、これははつきり言って無理です。ですから、そういうことも含めた検証が必要なんだろうと思います。

なお、詳細については危機管理課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 複合災害につきましては原子力災害とその他の災害がほぼ同時にあるいは時間を置いて発生した場合を想定しているものでございまして、例えば津波災害であったり土砂災害等が原子力災害と同時に発生した場合、何を優先すべきかということを定めているものでございます。

複合災害の場合に原子力災害への対応を優先した場合、場合によっては命の危険性が高まるというケースも当然考えられますので、基本的には最も差し迫っている危険から回避する行動をとるということを計画の中で定めているところであります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 基本方針として定める5項目の中に、先ほど町長がお話しされました避難経路、避難先を明示するということになっておりますけれども、登米市でも一応避難計画はできたということですけれども、南三陸町との協議あるいは調整はどのようになっているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話しさせていただきました、基本的にうちの町とすれば登米市米山町に4カ所の避難所ということですが、登米市でもUPZ圏内に入っている。あわせて、石巻からも避難を受け入れるということになっておりますので、当町と登米市というだけではなくて基本的には石巻等含めてあるいは相当広い範囲での調整が必要なんだろうと。

具体には協議内容等については担当課長から説明させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 登米市との協議の状況でありますけれども、当町の避難先につきましては宮城県が県内の自治体の調整を行いまして当町におきましては登米市と決定したところでございますけれども、平成27年度に登米市から具体的に登米市4カ所の施設、具体的には善王寺小学校、善王寺コミュニティセンター、中津山公民館、中津山小学校の4カ所について登米市長名でここを南三陸町民の避難場所にするということで通知をいただいているところでございます。

また、広域避難に係る実際の受け入れ手続につきましては、当町の案を登米市さんにお示しさせていただいておりますので、今後協定を締結する具体的な事務に入っていくことになります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 具体的なことはこれからということですけれども、避難先なんですが
れども、状況によっては登米市がかえって危ないとか、登米市も全部避難だみたいなことも
あり得るのかと思いまして、もし登米市に行けない場合の想定はどのように考えているんで
しょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、そういうご指摘もあると思います。今、登米市さんから4施設
というお話をいただいているが、これはある意味宮城県が調整しないとなかなか、当該市
町だけでは解決できない問題でして、これは我々UPZ会議の中で宮城県に調整を、宮城県
がやらなければこれは調整がきかないというお話をずっとしてまいりまして、宮城県が間に
入ってこういった調整をやっていただきました。差し当たって4カ所の設置をいただきましたが、
基本的に今おっしゃったようにいろんなさまざまなことが想定されます。そういう
場合にどこに逃げるのかということについて現時点として大変申しわけないんですが、他の
自治体ということについては今のところは想定していない。想定していないというよりはま
だそこは調整できかねるというところだと、それが正解だと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 次に、住民への迅速かつ確実な情報の提供をするための仕組みをつく
るということになっています。その仕組みについてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 住民への確実な情報の提供という部分でございますけれども、
原子力災害に限らず災害が発生した場合には正確で確実な情報の提供が必要となってまい
ると思いますので、原子力災害が発生した場合にあっても同様に対応が必要だと思っています。
方法といたしましては、さきの福島県沖地震等でもございましたけれども、当町としては防
災行政無線が中心になりますし、緊急エリアメールであったり登録をいただいている町
の防災情報に関する登録者へのメール配信、それからツイッターやホームページでの情報提
供、広報車での広報活動が主な方法になると思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 原子力災害の場合、例えば避難指示とかについては国が出すとい
うことになっているのですけれども、一般の地震災害とか事故とかの違いについて少し説明を
お願いします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 通常の避難指示につきましては災害対策基本法の中で市町村長が行うこととされておりますけれども、原子力災害に関しましては関係法令の中で国が行うと、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行って、国の災害対策本部が避難指示を行うということになっております。また、国の指示を待たずに避難が必要となるケースがある場合には、法律の中で市町村長が指示を行うことができるということが規定されています。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 5項目の最後なんですけれども、要配慮者への対応を優先して実施するとなっておりますけれども、早い時期の情報伝達の徹底、搬送、受け入れの仕組みはどのように考えられているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 要介護者あるいは高齢者の方々をどのように避難させるのかについて、去年の訓練で試験的にやらせていただきましたけれども、基本的にその辺をどう避難をしていただくかということについては町としてもその辺は意を用いる部分なんだろうと思います。なお、詳しくは危機管理課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 要配慮者への対応につきましては、それ以外の方よりも優先的に、最優先で対応が必要になるんだろうなと考えております。

UPZ居住地調査において、ことし春に実施をいたしましたUPZ圏内居住者調査におきまして、自力での避難が難しいということで町等が準備するバスでの避難を希望するという方が、ことしの調査においては回答いただいた中で44名の方が自力避難が難しいということで町のバスを利用したいという回答をいただいているところでございます。

保健福祉関係で把握している要援護者台帳の部分につきましても、UPZ圏内においては44名ということで把握しているようでございます。なお、そのほかに乳幼児であったり妊産婦という部分もあるかと思いますので、行政区長さんであったり民生児童委員さんであったり消防団であったり、そういう方々と連携をしながら要配慮者の把握に努め、災害時には対応、速やかな避難に向けた対応をしたいと考えています。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 万が一、避難あるいはブルームが飛んできたという場合に必要とされていますヨウ素剤の配布の件なんですけれども、以前のお答えですと一応病院に置いてあるということですけれども、その辺の病院から必要な人に確実に渡すことができるのかという

いろいろ問題がありまして、この辺の検討はどのようにになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 安定ヨウ素剤につきましては、原子力規制委員会が服用の必要性を判断して国の指示に基づいて服用になりますけれども、当町におきましては議員お話しのとおり南三陸病院に安定ヨウ素剤を保管しております。今現在9,000缶を保管しているところでございます。これらの服用につきましては、今後も訓練等の中で具体にどういった場所でどういう形で配布することが一番いいのかというのは、さまざまな検証が必要になってくるんだろうなとは考えています。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 計画は一応UPZ内の方が対象ということですけれども、言われていますように災害の広がりがどこまでいくかわからないし、ちょっと外れたあるいは南三陸町ですと町外全部が約50キロになります。事故の場合はそれなりの影響があると思うんです。対象外となっているUPZ圏外の学校あるいは福祉施設での原子力災害時の対応はどのようにになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） UPZ外での対応ということでございますけれども、基本的には初動といたしましてはUPZが屋内退避をするということになりますが、その後の原子力災害の事象の進展状況、具体的には放射性物質がどういった方向に影響を及ぼしてくるかによると思いますけれども、それがUPZ外にも広がってくる場合にはUPZ外におきましてもUPZ内と同様の対応をするということが基本となります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） わかりました。

計画についてはこれからいろいろと訓練とかやって見直しをしていくということでわかりましたけれども、次に知識をどのように広げていくのかということです。住民が漠然とした不安があるんですけども、原子力災害に対しての漠然とした不安があるが具体的にはどのように対処したらよいかわからない人が多いように思います。原子力災害に適切に対応するには、原子力発電の仕組みや事故の際の影響などについての正しい知識を持つことが肝要だと思います。災害発生時の対応について個々人が日ごろからの意識をする必要があると思いますが、地域住民に対する原子力防災の知識の普及をどのように進めるかお伺いしたいと思います。

先ほどいろいろ冊子とかつくるて配布するということでしたけれども、聞いてみますといま
いち、じゃあ、自分はどうしたらいいのかというのが具体的にわからない人が多いようす
ので、さらに普及をどのように進めていくお考えかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には先ほど答弁させていただきましたが、冊子、1種類毎戸に配
布をさせていただきまして知識を少しでも持っていただきたいということで、我々も配付を
させていただくんですが、なかなかご承知のようにそういった文書が届いても見なかつたと
か読まなかつたということもございますので、その辺の周知の仕方ということにつきまして
は一工夫も二工夫も要るんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いろいろ手間のかかることだとは思いますけれども、例えば行政区単
位に説明会とか勉強会みたいのを開いていったらいいのかなと思いますけれども、その辺
のお考えはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 原子力防災に関する部分の周知の方法といたしましては先ほど
町長が答弁いたしましたとおり、原子力防災の手引きというものをUPZの毎戸に配布をい
たしておりますが、これにつきましては町のホームページにも掲載しているところでござい
ますので、ホームページでも確認いただけるようにはなっているところであります。

また、広域避難計画策定した際にはUPZの地区内、町内では11カ所、町外での2カ所、合
わせて13カ所で開催をしたところでございますので、これは昨年ですので一定程度の内容に
ついては周知ができたものと思っておりますが、今後の周知の方法については検討してまい
りたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） よく、インターネットのホームページというお話があるんですけれど
も、実際聞いてみると見ていないという人のほうが絶対的に多いように感じます。ですので、
この辺の工夫、これから必要かと思います。

次に、同じように特にUPZ対象外の人については自分は避難をしなくてもいいんじゃない
かみたいなお話もありまして、避難についての認識が薄いようにも思われます。逆に、事故
が起こった場合には交通渋滞などの混乱が予想されます。事態の進展に応じて屋内退避とい
うことになっているのですけれども、屋内退避をしなくちゃいけないんだという意識を、

注意喚起をしなくちゃいけないということになっていますけれども、もともと屋内退避でいいか悪いか状況にもよりますけれども、とりあえず屋内退避をするんだという周知、それも先ほどと同じなんですけれども、これから周知をしていく必要があると思います。

次に、学校教育において原子力防災に関する取り組みはどのように考えているかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学校におきまして原子力防災につきましては、各学校の学年にわたって副読本が用意されておりますので、それに基づいて知識、理解等については子供たちに教えているところでございます。それからあとは避難訓練等につきましては U P Z 内での対象となる学校は戸倉小学校だけですので、戸倉小学校については学校独自の避難計画をつくって町県国の指示に従った行動を訓練としてやっています。それ以外の学校については知識理解ということで現在とどまっているところで、実際避難行動とか退避行動等についてはやっている学校はありません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そのほうについても今後やっていく必要があるかと思います。

ことしは、先ほど町長がお話しされましたように11月11日と11月23日に訓練が予定されていて23日は前日の地震津波で中止となりましたけれども、11日に行われた内容とその結果見えた課題をもう1回お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 11日の訓練の内容につきましては、先ほど答弁させていただきました。

基本的にはテレビ会議というのが主流ということになりますが、そういったことで初動をどうするかということのやりとりをさせていただきましたけれども、その辺詳しくもう少しあれば課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 11月11日の訓練につきましては、初動対応訓練ということで実施をいたしておりまして、国県、警察、関係自治体自衛隊など78機関が参加をいたしまして訓練を実施したところでございます。

主な内容といたしまして、関係機関同士の通信訓練という部分であったり、災害対策本部の運営訓練、原子力災害合同対策協議会等の活動訓練、緊急時のモニタリング等を実施したものであります。一般の住民の方の参加につきましては11月23日の訓練において参加をいただ

く予定にしておりましたが、当町におきましては11日に戸倉小学校と戸倉保育所の児童にも屋内退避の訓練を行っていただいたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 原発は稼働していなくても事故事件の可能性はあります。避難計画の実効性を高めるためには、県や関係自治体や機関に働きかけて訓練実施、検証回数をふやしていく必要があると思います。

ことし11月の訓練が中止になりましたけれども、今後の訓練の計画はどのようにになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 原子力防災訓練につきましては、町単独での訓練はなかなか難しい部分がございます。避難をするに当たっても避難先が登米市になります。その場合に避難所受付ステーションだったり避難所の開設については登米市さんが担うことになります。また、退域検査ポイントについては県、関係機関が実施をするということがございますので、基本的には来年度予定しております原子力防災訓練が中心になると現時点では思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 来年度といいますと時期があると思うんですけれども、できるだけ回数をふやす必要があると思うんですけれども、具体的な予定というのまだ決まっていないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 現時点では、来年度につきましても11月という案が県から示されておりますが、今後ワーキンググループ等で半年ぐらいかけて訓練の内容について詰めていくということになりますので、これから協議の中でそれらの時期についても見直しがされる可能性がありますが、現時点では11月が予定されているということあります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この計画については今後いろいろ見直しがされるということです。

最後、国のエネルギー政策についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。事故から30年過ぎたチェルノブイリ原子力発電所なんですけれども、ここもウクライナだけでは対処できず各国の支援を挙げて事故処理が進められているそうです。老朽化したコンクリートの覆いの上に新しい覆いがまたかぶせられたそうです。溶けた燃料の処理など完全な廃炉の見通

しはまだ立っていないそうです。いまだに周辺の町は放射線量が高く、死の町となっているということです。隣のベラルーシなどでも甲状腺がんなどの病気の発生はおさまっていないということです。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の賠償費用の負担方法を検討している国の委員会は、福島の事故に伴う処理、廃炉、損害賠償など膨らむ一方の費用を、再生可能エネルギー事業者にも負担させようとしていると聞きます。この前町長もおっしゃいましたように、原発については安全神話は崩壊しました。当初、十数兆円と見込まれていた事故処理に伴う費用は最近のニュースですと22兆円とも言われており、膨らむ費用を電気の利用者である私たちにも負担が課せられようとしております。

1カ所の事故でも困難を来している状況で、さらに事故が発生したらどうなるのでしょうか。それでも国は原子力発電をベースロード電源と位置づけ、古い発電所を優先して再稼働に向けた審査を進め耐用年数としていた40年を超えて稼働させようとしており、あろうことか原子力発電所の輸出までしようとしております。また、原発で発生する核廃棄物の有効な処理についての見通しも立っていません。このような国のエネルギー政策、原子力政策についての町長のご感想をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話がありましたように、原発の安全神話は崩れたと言っても当然だと思います。ただ一つ、事故処理の関係でお話をさせていただきます。チェルノブイリのお話が今出ましたが、チェルノブイリと福島の原発の事故処理、後処理は全く日本という国の中の技術力が発揮されている部分って多分にあると思います。私はあそこの福島原発の場所、2回通過させていただきました。さまざま、まだ3.11からそのままの状況の場所が多々見受けられました。しかしながら、反面そこから一歩そこから離れた場所におきますと、いわゆる除染処理等含めて住民の方々が今お住まいになっている場所が多々ございましたので、ある意味広域に、ご案内のとおり原発事故は広域にいきます。しかしながら、ある意味チェルノブイリと違って福島原発は少なからずあのような大規模の被災現場を設けなかつたというのがある意味救われた部分が多分にあるんだろうと。私、チェルノブイリに直接行ったわけではなくてテレビでばかり見ているんですが、そういう被害と今回の福島の被害の拡散というのは全然違っているんだろうと思います。

先ほど来、従来より4番議員からはエネルギー政策の問題を問われます。その際、私ずっと言っているのは最優先は安全、これいかに担保するかということが大前提だと思います。そ

の中で、国全体のエネルギー政策ということについてはある意味、一地方自治体ということではなくて基本的には国がエネルギー政策の全ての責任を負うということの考え方については私は変わりございません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） お言葉を返すようですが、福島の被害の範囲が小さかったととてはいけないと思いますけれども。事故のレベルとすれば最高のレベルでしたので大きな被害だったと思います。

エネルギー政策といいますけれども、やはりこれは国民の安全に関する問題だと思います。翻って、町長にとっては町民の安全の問題だと思うんです。ベトナムなどで日本、ロシアの支援で進められた原発計画を、安全性の懸念と事業費の膨らみによる財政負担の増大への懸念などで計画が撤回されたそうです。原子力発電所に関しては自然災害や人為ミス、さらにはテロなどの事故が危惧され、核燃料が存在する限りその危険はなくならないと思います。

女川原子力発電所はこの前にもお話ししましたけれども、炉心溶融の際の受け皿であるコアキャッチャーがないこと、事故処理で発生が予想される汚染水対策の不備、水素爆発を防ぐためのベントフィルターの有効性など多くの安全性の問題が指摘されております。廃炉して核燃料を撤去することが地域住民の安心安全につながると思います。改めて、住民の安全安心に責任を持つ町長として原子力発電についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの福島とチェルノブイリの誤解するような発言をしました。そういう意味ではございませんので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

エネルギーの関係でございますが、基本的には安全性と安定供給ということ、こういった問題を総括的に、総括的に考えていかないとなかなかこの問題で一つということは難しいだろうと思います。基本的に、我々が地域住民の安全安心を担保するという役目を担っていることについては間違いございません。しかしながら、ある意味日本全体という形の中で考えた場合に、果たしてエネルギー政策が安全安心をもちろん担保することはもちろんでございますが、政策そのものの考え方これは基本的には国が担うべきものと考えております。（「終わりります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 以上で小野寺久幸君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分とします。

午前11時57分 休憩

午後1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

通告7番山内昇一君、質問件名、高台移転に伴う交通安全対策は。以上、1件について一問一答方式による山内昇一君の登壇発言を許します。10番山内昇一君。

〔10番 山内昇一君 登壇〕

○10番（山内昇一君） 通告7番山内は、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

質問の事項、高台移転に伴う交通安全対策は。質問要旨は町民高台住宅地での生活で日常の交通環境に対する安全対策について伺うものであります。質問の相手は町長、お願いします。

1問ですので、前段ちょっと読ませていただきます。

平成23年3月11日の発災からおよそ5年半経過の中で復旧、復興、そして発展に向けて各種整備事業などを確実に歩み続けた重要な期間でした。これまで安心安全して暮らし続けられるまちづくりの実現のため、なりわいの場所はさまざまあっても住まいは高台にという基本原則と復興の基本理念としての各種事業の導入で、強力に推進してきたわけでございます。

本年度まで防災集団移転促進事業として20地区27団地572戸、災害公営住宅整備事業は5地区5団地244戸の完成となり、残る団地、災害公営住宅なども平成28年度末に全て完了予定となっております。そういう一大事業であったが幾多の困難を乗り越え計画を達成したものです。町内外からこのことについては高い評価を得ているようでございます。

また、命の道路、復興道路として三陸沿岸自動車道も、安倍総理大臣のご出席のもとで去る10月30日に供用開始となり、復興事業にも大きく加速し期待感があるわけですが、復興途上でありさらなる早急な延伸が不可欠であります。従来の国定公園も復興国立公園に編入となり、また本町では初めてのAFC、FSC同時国際認証の快挙となりました。さらには、BRTでの復旧と町民バスの運行で連携を図り、町内外の交通アクセスは可能となりました。

人口減少は大きな町の課題ではありますが、地方創生戦略などによって今後町の将来に持続可能な活力を見出す町民の生活が安定担保されれば、定住化にも促進効果が出てくるのではないか。登米市南方仮設住宅地からの帰還に合わせ、町内全団地の町民の皆さんにきめ細やかな行政サービスで住んでよかったですと思われるまちづくりを目指し、小さなことでも利便性を高め配慮すべきだと考えます。

以上、登壇での発言を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内昇一議員のご質問、高台移転に伴う交通安全対策につきまして答弁をさせていただきます。

高台移転に伴う団地の建設に当たりましては、区画の整備とあわせて道路交通環境につきましても住民皆様から意見の徵収を行うとともに、関係機関との協議を行いまして、これらに基づき交通安全施設の整備を行ってきたところであります。

一方、住宅の新築や入居が進むにつれまして団地内または団地へのアクセス道路において交通上の注意が必要と思われる箇所が生じつつあると認識をいたしております。これらの箇所につきましてはその都度警察と調整を行い、必要に応じて新たにカーブミラーを設置する等の対応を行っているところであります。

また、通学路の安全確保につきましても交通安全指導員による街頭指導の場所を隨時見直すなどの措置を実施いたしております。

交通事故のない環境をつくるために重視すべき事項としては大きく2つあると考えており、1つには地域の実態を踏まえたきめ細かな対策の推進と、2つ目には地域ぐるみでの交通安全対策の推進であります。高台住宅団地にあってはその特性を鑑み、住民一人一人がみずから安心で安全な地域を構築していこうとする前向きな意識を持つことや、人に優しい交通安全思想を持つことが重要であると考えますので、今後とも人命尊重の理念に基づき、関係機関と緊密な連携のもとハード、ソフト両面からの各種施策を展開して住民とのパートナーシップのもと、安全で住みよいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま町長よりご説明いただきました。最初にご紹介といいますか、先日部落行政懇談会、集落の懇談会がありました。住民と懇談会ということで南方あるいは志津川の小学校、いろいろ各地区ごとに分かれて行ったわけですが、その中からピックアップしまして今回のテーマに沿った中をご紹介したいと思います。

1つ、毎日の買い物や病院の際、町民の足となる公共交通の整備をしっかりと行ってほしい。交通弱者の人々はそれがないと町に安心して帰れない。もっとバス路線を細かくしてほしい。また高齢者割引をつくり老人の負担を軽減してほしい。

懇談会のちょっとした内容でございますが、住民にとって大切な要望でございます。一つは交通弱者と言われる老人あるいは子供たちの交通アクセス、それをしっかりと充実してほしいといった内容ですし、もっとバス路線あるいはバス停等を細かく設定してほしい。そ

れはこれから高齢者割引、老人世帯あるいは免許返納者あるいは独居老人といいますか、ひとり暮らしの方もおられますし、そういった軽減ができないかということでございますし、また病院の送迎車が昔というか前あったわけですが、そういったことの運行は今後どう考えているか。そういったことが主だったようでございます。

これは懇談会の内容全てということではございませんが、こういったことが重点的に今回高台移転の交通関係に関する内容だったと思いますが、買い物難民と言われます店まで遠いといったことで交通の便が悪いと、町民の方々がバスの利便性などで便利なところに住んでいた方にとっては不安だといった内容のこともおっしゃっておられました。今回、病院の通院もかなり心配というか、そういったことをお話ししている方もおられまして町民の足としてそういった利便性も確保できないかといったことのようござります。これいろいろありますが、こういった全体の問題に対して町としてどのようなお考えがあるかお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お車をお持ちでない方々、バスを利用しなければならない方々、一般的に言えば交通弱者という方々にとって町内のバス運行についていろいろ心配をいただいている部分があります。今ありましたように、そういうお話も率直な意見だと受けとめさせていただきます。

前にも交通関係のお話の質問がございました際にもお話しさせていただきましたが、現時点として最終形の町の形がまだできていないということもありまして、ある意味今の状況の中で適宜見直しをしながら進めていきたいと考えております。とりわけ、患者輸送車の話が出ましたけれども、基本的に患者輸送車の復活をするという考え方には町としては持ってございません。

前にもお話をさせていただきましたが、基本的にはBRTを根幹にしたい、背骨にする考えです。ちょうど、さんさん商店街が完成しますのでそこが交通の結節点になると思います。志津川駅をその場所につくりたいと思っておりますので、まず一つ買い物する方々、その辺のバス停を志津川駅からご利用いただきたい。それから、その次のバス停となるのが病院になりますので、病院においてになる方々はそのままBRTを乗り継げば乗ってくればそのまま病院に着く。その次の駅となるのが中央駅となりますので、中央駅はご承知のように中央団地、新しくできるスーパーとドラッグストアとホームセンターとこの場所に近くに駅ができていきますので、そういう意味におきましては交通弱者の方々にとっての利便性を高まつ

ていくんだろうと思います。

町民バスの運行につきましては基本的にはそれぞれの陸前戸倉駅、志津川駅、病院、中央駅、どこに張りつけるかということもこれから考えますが、基本的にB R Tの駅に町民バスを直結させたいと考えております。ご承知のように、B R Tも人が乗らないと廃止ということも可能性としてあるわけでございますので、B R Tの乗車率も高めることが非常に大事だと思っておりますので、そういう方向性で町の公共交通機関については考えていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 先ほどもお話ししましたが、防集団地が21区27団地572戸、災害公営住宅が5地区5団地で244戸という膨大な量で、25地区32団地816戸という全て入居しているわけではございませんが、そういった膨大な事業で団地に入られる町民の皆様がそこに入るのに不安材料が少ないほうがもちろんいいわけでございますが、そういう解消、少しでも和らげ、あるいは解決できればいいというお話がありました。

そういう中で、入ってみてわかったこと、町としてはもちろんあらゆる想定をしてすばらしい環境の団地をつくったはずですが、やはり町民の皆さん一人一人にしてみれば来てみて気づいた点があるといったことがあるわけでございます。そういう細々としたハード、ソフト含めてこのあとお尋ねしたいと思いますが、こういった検証といいますか、私自分が入らないのでわかりませんが、町民の皆さんとの声からしますとそういう検証といいますか、なにはやっておられたんでしょうか。その辺わかりましたら。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 防集団地ごとのだんだん家が建ってきてという、団地が造成したときと家が建ったときと中間過程での住民の方々の声というのまだ聞いていないということを、今担当課長に確認しました。どんどん家が建ってきますと、ほとんどが2階建ての家だと思うんですけども、家が建ってくると当初思ったよりも角々の見通しがよくないなど細いところが出てくるなと思いますので、そこは復興の事業担当課を中心にこれからもケアをしていくことになるだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 今、企画課長からるる詳しくお話しいただきましたが、新しい団地いうものは自立再建の方もそうなんですが、入ってみなければわからないことももちろんあるわけでございます。そういう中で、1年を通して見なければまた季節の変化もありますから、

そういうことで変わってくるんでしょうけれども、今回ちょうど冬ということでゆうべ少し雪が降りました。こういう雪の中で坂道とか急坂のようなところも見られます。そういうところの対応で役場の玄関先にはもう融雪剤を用意しておりますが、そういったものの手配とか各団地に対しての備えとかあるいはそういったことと、カーブとか細い歩道と車道とがあるわけでございますが、一緒になって、我々から初めての通路ですと案内板もなければもちろんまだその土地になれていないといったこともあります、そういったことで今後改良の余地があると思いますが、その辺今後の対応はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、急な坂等には融雪剤を入れる箱を設置してございますので、そちらをご利用いただきたいと思いますし、もし足りない方は融雪剤無料でございますので、役場で用意してございますので、その辺の利用していただいて安心安全を確保していただければと思います。

なお、詳しくはもう少し建設課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 団地内の道路はほとんどが町道の認定をいただいているところでございます。基本的には、他の町道と同じような体制で管理をしていきたいと思ってございます。ただ、業者の数も決まっているということで現在除雪作業、工程の組み方をしているという状況でございまして、もう少し確定するまで時間をいただければと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） いろいろ言えばきりがないんですが、先ほどもお話がありましたように例えばそれほど危険という、判断もありますが、カーブミラーの設置とか先ほど融雪剤の箱を置く、そういうものの設置とか柵、フェンスともいいますが、そういった設置は駐車場を含めて通路とかにも危険箇所があれば備えつけることも必要なのかなと思いますし、また上がってみて駐車場がすごく明るくて近代的でいいんですが、途中の坂道とか通路にも防犯灯の設置が必要だということで、懇談会でもお話がありましたのでその辺、全ての団地、私見たわけではないのでなかなか理解できないところがありますが、多分町民の方が気づいておられると思いますので、その辺の設置箇所も今後検討してもらえたたらと思いますが。

それとこれはどうかと思いますが、例えば防犯カメラとか、そういうこともお話ししておられるような方もいます。そういったことでハードといいますか、その辺の分で今後どのようなお考え、どこまでやれるのか、設置が必要と見るのか、その辺もう一度わかりましたら。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、防犯灯等につきましては地域からご要望がいただいた部分とか、あるいは危機管理課がそれぞれ巡回して必要な部分について順次防犯灯の設置を進めているということですが、ただ、今お話しのようにまだ十分でないことは我々も認識してございますので、その辺地域の方々からさまざまなお声をお寄せいただければ町としてもできる限りの対応をしてまいりたいと考えております。

なお、余談になりますが、先日愛知県にあるトヨタグループなんですが、豊田合成という大変大きな会社ですが、この間社長さんがおいでになって防犯灯60灯のご寄附をいただきましたので、そういうものも含めて設置をしていきたいと考えております。

なお、今後どういう順番でといいますか、スケジュールについて危機管理課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 交通安全施設につきましては、防災集団移転促進事業の中では一定程度整備をしている部分がございますけれども、実際に住宅が新築されたこと等によって見通しがなかなか制限されているという実態があることも認識をいたしているところでございます。

カーブミラーにつきましては、平成27年度において4カ所に設置をいたしております。防集団地関係では防集団地内としては館浜団地と長清水団地に設置をいたしております。また、アクセス道路としては港地区の長羽団地と西田、細浦団地に設置をいたしております。そのほかに、今年度に入ってからは要望が出ている部分につきましては今設置に向けた協議調整を行っているところでございます。

今後も住宅の新築がどんどん進んでいく中で当然必要となる箇所は出てくると思いますので、そこは必要度合いを見きわめて警察機関とも協議をしながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。

まだ、それこそ建ったばかりといいますか、つくったばかりで全員の入居者もいない中でございますが、やはり気づいたところは順次計画あるいは設備していただければ、町民の方も入居する方も気持ちよくあるいは帰還できるのかなと思ったところでお話ししております。

そういう中で、先ほどから交通安全みたいになってしまったんですが、夜間、今、日中の

時間も短く朝は日の出も遅い、夕方は早いといった中で夜間の車の移動、人の移動も結構多いわけです。特に、今復興途上で工事関係者、車両、我々も通る中で三陸道もできましたからインターの関係上、通行する車両と人の行き来が一時期時間的に非常にラッシュになるときがあるわけです。そういった中で、やはり夜間の通行にはどうしても服装の関係もありますが、周りが暗いということで見づらいと、そういったことでそれを防止するには反射鏡とか、夜間光るライトとか、あるいは車の場合ですと早目の点灯とか、そういったことはもちろん必要だと思いますが、我々そこまではあれですが、どうでしょう、新しい団地だけではなく全町民の交通安全とかそういったことを高めるために、反射鏡のようなものをぜひ交通弱者と言われる老人の方あるいは子供たちも含めて、まずもってそういったところから普及の啓蒙をするといったことがいいと思いますが、その辺、学校側での対応とか町としてどのような対応ができるかその辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もちろん、交通安全対策につきましては新しくできた団地だけを対象にしているわけではございませんので、全町的にどのように交通安全を守っていくかということについての視点で我々として取り組んでございます。

反射鏡等についてはどういう形、設置者がどうなのかということについては詳しく課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） どの課長がするの。人にも反射鏡つける。教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは学校の児童生徒に係る安全対策を最初にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございまして大変昨今暗い、夜が早いといいますか、そういう状況でございます。こういった中で、今はスクールバス等に乗っておりますけれども、当然スクールバスのおりたところからは歩いて通うことになります。その中で、小学校1年生に関してはランドセルの後ろに黄色いカバーがかけております。あれには反射材が入っておりますし、特に小学生中心でございますけれども、防犯ブザーの携帯も、ほぼみんなつけておりますので、そういったのにも反射材が入っておるかと思います。それから議員さん、皆さんもお気づきかと思いますけれども、中学校についてはリュックといいますか、かばんに反射材がくっついておりますので、そういった面では光に反応することができているのかなとは思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 交通安全グッズのお話だと思うんですけども、町が直接関与して行うというよりは町直接するという啓蒙活動と思われます。したがいまして、実際にそういったグッズの広範囲にわたる周知とか実際に購入して身につけてもらうというのは、やはり学警連とか交通安全友の会という団体を介して町からPRして、なるべく夜間に通行する際にはそうしたものを身につけて交通安全に注意していただきたいという形で啓蒙活動が中心になろうかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） そうですね。私もこれに特化して言っているわけではないんですが、新しく帰還する町民の皆さんをどのようにお迎えするか、あるいは早くお迎えして定着定住人口の増大を図るといったことの中で、やはり不安材料が少しでもないほうがいいわけとして、町民の皆さんのがひとしく安全に生活できればこれが一番いいわけでございまして、その一つとして、今の時期ですと先ほどもお話ししましたとおり夜間が長いわけでございますので、そういったことの身の安全あるいは交通安全も含めて事故のない年末といいますか、そういったことを毛頭に考えましてお話ししているわけでございます。

そういったことで私もホームセンター等で見ました。もちろん安いものですから、買ってもきました。そういう中で今ウォーキングとか散歩そういう方が結構入谷地区でも多いです。それから仮設の方も定期的に朝晩います。そういうときに気づかないときもあるんです。車のライトの場合ですと遠目というか近目といいますか、そういうことで下のときは間際になって通行人がいるのに気づく形も、恐らく私だけでなくほかのドライバーの方あるいは自分が歩く立場になれば多分気づかないのかなと、そういったこともありますので、誰もが経験するようなヒヤリハットでないですが、経験することだと思います。

そういうことも町の小さなことです、対策として考えてもらえば快適なまちづくりになるのかなと思いますので、その辺でお話しいたしました。今後こういったことの取り組みといったことは町として交通安全協会に任せるとかそういったことでなくて、町としても考えるべきだと思います。その辺ご所見あればひとつお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 交通安全協会に任せることでなく、交通安全協会の会長、私ですので、その辺含めてしっかりと対応していきたいと思います。

来週か再来週ですが、志津川地区の交通死亡ゼロ1,500日を間もなく達成するということで県警本部長から表彰を受けることになっておりますので、これからも死亡事故あるいは交通

事故のない町を皆さんで力合わせながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひなす。（「終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは再開します。

日程第4 陳情9の1 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、陳情9の1、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出についてを議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。陳情9の1については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、陳情9の1については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情9の1を採決いたします。本陳情を採択と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択とすることに決定いたしました。

日程第5 陳情9の2 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重

審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第5、陳情9の2、「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」

見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。陳情9の2については、会議規則第92条第2項の

規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の2については委員会の付託

を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情9の2を採決いたします。本陳情を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択とすることに決定いた

しました。

日程第6 議案第144号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第144号、災害公営住宅整備に係る業務施行に関する

変更協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第144号、災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川西地区に整備する災害公営住宅整備に係る業務施行に関する宮城県との協定について協定の金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第144号の細部説明をさせていただきます。

議案書1ページ、議案関係参考資料は16ページからでございます。お開き願います。

議案書1ページに記載しておりますとおり、本議案につきましては志津川西地区に整備しております集合型の災害公営住宅建設の業務施行について宮城県に委託しております協定額を減額変更するものでございます。金額は変更前の金額から2億6,131万5,193円を減額し、変更後の金額を20億6,782万4,807円とするものでございます。

議案関係参考資料16ページに事業概要を記載しておりますが、志津川西地区の集合住宅につきましては、昨年7月に着手いたしまして4階建て1棟、3階建て2棟、合わせて74戸を附帯施設とあわせて整備してきたものでございます。9月に東の2棟が完成、今月残り1棟が完成となりますことから最終の事業費精査をし、減額となったものでございます。

変更の主な要因としましては17ページに記載しておりますとおり、宮城県による落札差額などによるもののほか、各種工事の増減を実績により最終精査をしたものでございます。18ページから22ページには土地利用計画図、配置図等を添付しておりますけれども、以前にお示ししたものと変わっておりませんので、参考までにごらんいただければと思います。以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番佐藤宣明君君。

○8番（佐藤宣明君） 8番でございます。おかげさまで当該復興住宅に10月中旬より入居させてもらつておるという立場で、大変ご質問申し上げるのは立場的にちょっとと思ったんですが、あえて住んでみて気づいたというか改めて感じたことを二、三お伺いしたいと思います。

第1点目は、以前から私申し上げておる西側というか現在の廻館仮設、あの方向から入る道路。森林管理とか公園管理とか、そういう道路で整備するというお話でありました。現在の状況を見ますと、途中まで出口になるか入り口になるかわかりませんけれども切られておるという状況でございますが、今後西団地の防集事業としてでなく、別に切り離して事業が進められるのか。また、完成時期というものはどういう形になるのか、その辺1点。

あわせて道路関係ですが、現在西の東ですね、いわゆる上りかけた高校へ下るというか下が

るというか通じるというか、そういう道路を今切り開いておるようでございます。あの道路はどういう狙いなのか。高校校舎と連結するような道路だらうと想定するわけでございますが、どういう狙いがあつてあの道路を取りつけるのか。将来あるいは車なんかも通行可能になるのかどうか。その辺を2点目でお伺いします。

それから私、集合住宅の4階におるんです。そうすると高校が校舎、真っ向に見えます。現在高校の敷地と団地の敷地、境目、境界ですね。そこに工事用のための遮断用の壁をつくつておるようですが、今後仕切り。ここ丸見えなんですね、見おろす場合に。見えたって別にどうのこうのではないんですが、果たして教育現場と住宅団地の接点の中でそういう形で済むのかどうか。その辺第2点。

それからもう1点ですが、旭が丘から入っていって上っていくわけでございますが、非常に道路が糸余曲折というか大分きついカーブになっております。集合住宅からののり面があるわけです、道路境に。そこに何か非常用ということもないんですが、通常上るおりる、そういう階段があれば非常にさらに利便性というか、あるいは隣行政区どうなるかわかりませんけれども、交流のためにも階段の設置がぜひ必要なんではなかろうかという感じはいたしております。

カーブミラーはわかりました。将来つけるんでしょうから。以上、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 4点ほど質問ございました。

1点目の質問なんですけれども、高校西側の道路のことによかったでしょうか。ここの西側部分に関しましてはちょうど図面が18ページに載っておりますので、それを参考にお話しさせていただきます。高校西側道路につきましては緑で色が塗られているところ、緑地で整備するところで緑地の中の園路という形で整備させていただきます。以前ご質問があったと思いますけれども、幅員については4メートルで整備をさせていただきます。

常時車が通れるのかということでございますが、積極的に車を通すような道路ではなくて園路という扱いで整備をさせていただきます。ただし、非常時に関してはここの上り口のところに車止め等設置はしておくんですけども、すぐ外せるような形でいざというときには取り外せるような仕組みで整備をしたいと考えております。

2点目、高校の東側といつたらいいんですかね、緑の薄い黄緑で色が塗られている公園の丸公となっているところだと思います。昔は小さい防集団地整備するときには仮設道路として利用していた道路でございますが、現在はここに公園をつくるべく整備を進めているところ

でございます。ここに関しましても公園の中の園路という形で整備する予定でございます。積極的に車を通すような予定ではございません。また、こちらも西側と同じように、いざというときには通れるようにもしくは管理用とか。幅員に関しましては今ちょっと詳しい図面を持っていませんけれども、あやふやな記憶ですけれども、4メートルあったかなと思っております。

3点目、ちょうど団地と高校の境にある今工事用でついているところでございますけれども、将来的にはなくなります。整備が進めばなくなります。ただし、高校と協議をさせていただいて、そういうご要望があるのであれば調整をさせていただきたいなとは思ってございます。

4点目、災害公営住宅の北側のところに階段があったほうがいいんじゃないかということをございますが、今現在計画していなかったものですから、もし防集事業でつけるとなると計画変更等、手続等必要なものですから、検討の時間をいただければと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君君。

○8番（佐藤宣明君） そうですね。緑地の園路として整備する。これは課長、事業は別なんですかね。効果促進事業か何かでやるんですか。その道路の完成時期というか見込みをお伺いしたいと思います。

それから、東側というか、高校への通路でございますが、これも公園の園路ということで幅員も4メートルぐらい。通常これは高校の園路で徒歩では高校の敷地内に入ることができるという道路になっちゃうんですが、交流というか、そういう感じができると理解していいんですか。

それから、高校との境界というか境ですよね。今のところ何もないわけですよね。高校からの要望というか。取っ払って終わりという形だけなんですかね。何か教育施設といわゆる住民の団地という形の接点でございますので、何かそういうきちっとした施設というか、そういうものが整備されるべきではなかろうかと思うんですが、再度その辺伺います。

階段ですが、特に私たちというか私も住んでみて、私は車でおりますので別に不便さというか感じないんですが、実際旭ヶ丘からいろいろ知っている人が来たりするわけですね。そういう人がぐるっと散歩がてらの方はいいんでしょうが、ちょっと用があると、時間的にもあれだという場合はやはり、将来的に行政区が動くわけでございまして交流の一つの接点、道路といたしてもいいんでしょうが、そういうためにもぜひともでき上がってからこういうのはなんですかね、絶対将来的には、現在話が出ているんです、そういう話。あつたら便利だね、どうしてそういうのを考えなかつたんでしょうかねと。そうだねと私は

改めて感心したわけでございますけれどもその辺もう1回どういうものかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

再開は2時20分といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時19分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤宣明君の答弁を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、まず1点目の高校東側にある公園内に設置する道路の幅員、先ほどあやふやな答えをしてしまいましたので確認してまいりました。幅員は4メートルでございました。

工事の終わる時期ということでございます。西地区の工期につきましては、今年度末となってございますが、今ちょうど12月ということで繰り越し等の手続等もありますので確認をしていたところ工期延伸の打診もURからあることから、この辺は今後詰めていきたいと思ってございます。

高校との境のところにつきましては、今万能鋼板で設置して工事を進めているところでございますが、万能鋼板撤去後はやはり段差がございますので、転落防止柵は設置するんですけども、高校がのぞけないようにというフェンスは今のところ考えてございません。

災害公営住宅から北側においていく階段、上りおりできる階段、私先ほど計画がないという答えをさせていただきましたが、訂正させていただきます。ちょうど図面が小さくて見えないんですけども、赤い斜線で引かれている土地の左側の上、旭ヶ丘側に階段の絵がちょっと小さくて見えないんですけども、階段の計画がございました。大きい図面で確認してまいりました。計画がありましたので階段は設置いたします。幅員は2メートルで計画しているということでした。申しわけございません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君君。

○8番（佐藤宣明君） 緑地園路につきましては、28年度末の完成予定であるが、繰越延伸の可能性もあるということで私は散歩がてらのぞいて見ておるんですが、現在の状況ではとても3月末まで完成しません、はつきり言いまして。だからこれは今出る話ではございません、ねえ、課長。そういう想定というか形をしなくちゃない。

いずれにしましても、ここに住む方々はその道路、園路ですから、車両用の道路ではござい

ませんから基本的に、そういう機能なんでしょうが一応下のほうにおりる連絡路というかコミュニティー道路というか既存の、先般総務課長、中瀬町行政区というか、行政区名はわかりませんけれども、一体的な行政区というかそういう再編になるという形の話もございましていわゆる既存の十四、五戸あるんですよね、下がっていくと。そことのコミュニティーのパイプ道路としてぜひとも必要な道路となりますので、どうぞ、車通れない道路では私から言わせれば機能をなさないわけでございまして、勾配は非常に急で大変なんだろうと、特に冬は。しかし、機能的な道路、意を持って設備をしていただきたいなど。課長、いつまでいるかわかりませんけれども、ぜひその辺後任者に引き継いでやっていただきたいと思います。

それから、その境目、高校側から要望がないということでございますが、当然高校のサイドから見れば当然そういうものは設置されるという思いでいるんではないでしょうか。転落防止は当然でしようけれども、やはり教育現場と一つの接点になりますので、何か目隠しでもないんですが、そういう措置は必要なんではなかろうかと私なりに思うわけでございますが、その辺どうなのかも一度お願いしたいと。

それから、階段、もっと大きい図面つけてもらえば、私には階段に見えないんですが、ぜひそのように、そして直じゃなくてできれば勾配を緩やかに斜めにつけるような、そういうご配慮もいただければ大変上りおりが楽なんだろうという思いがいたします。以上終わります。もう1回だけ、課長、その辺。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 高校の境のところについては今まで工事している中で万能鋼板とか設置していまして、撤去後は転落防止柵ですよという説明はさせてきていただいておりましたが、まだ意見を聞いてどういう要望があるのかというのは調整をさせていただきたいなと思います。

階段でございますが、図面が小さくて大変申しわけないんですが、この道路直ではなくて議員おっしゃるとおり、斜めにおりていくような勾配がとれるような形で計画してございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。1点ほどお伺いします。

入札差額金が、減額差額金がふえました。2億6,000万円となっております。すごく工事発注側としては減額ですからうれしい限りなんですけれども、そこで変更前の額がかなり23億円と大きい額なので2億6,000万円というと1割強の減額になります。そこで入札落札差額金1億8,000万円という2億6,000万円の中で非常に大きな額を占めるわけでございます。そこ

の下に発注先さんの差額、物価高騰対策予備費も使わなくなっています。今、この復興が終わりに近づいてきてこれから物価高騰対策のお金が今後の工事にかかるてどのよう算定でこれからもかかっていくのか、物価の高騰対策というものがかかっていくのか、あとは収束して終わりになっていくのか、その辺のご説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 県の入札による差額につきましては、落札率が92%ということで聞いてございます。

概算の協定の額につきましては、当初県予算の協定を結んでございます。県において入札をしてその落札した差額が1億8,000万円、概算額と県が試算した概算額と発注の積算差額で9,700万円ということで、この中には物価高騰対策で見込んでおりました費用がかからなかつたということで、この工事においては物価高騰分の経費はかからなかつたということでございます。他の工事につきましては、物価の高騰により加算になる工事が出てくるのではないかという感じはしますけれども、この工事につきましては高騰分がなかつたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この工事については物価の高騰高がなかつたということで、別の工事については今後ともある可能性があるということですね。了承いたしました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

災害公営住宅で関連になりますけれども、入居要件についてお伺いしたいと思います。

以前にも何回かお伺いしたんですけども、入居要件の中に保証人が必要だということがありましてなかなかなくて大変だという声があります。そして個別に相談してくださいといいうお話をしました。具体的にいよいよ人にはどのような対応をされているのかということで実はお伺いしたんですけども、どうしても立てられない人は申立書を書いてくれということになっているそうです。申立書の中にはいよいよ理由、連帯保証人が立てられない理由を書いてくれとなっていますけれども、この中に親族等について町が戸籍等の情報を調査することに同意しますという同意書みたいになっていますけれども、この点お伺いします。

現在、保証人がなくては入れないという人がいるのか。あるいはなくて申立書で入った方が何人いるのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅入居開始の時点で、多分保証人を立てられない方がいらっしゃるだろうということでその場合の対応策で協議をしたことがございます。その中で、連帯保証人でございますので、多分誰彼なれるものではないだろうと。少なくともおじ、おば、おい、めいくらいまでが保証人になれる限界だろうと。そういう方たちまたそれに近いような知人がいないような方もいるだろうということは想定されておりました。であれば、そういう方たちをどうやって入居させたらいいだろうということで考えたのが、今議員がおっしゃったような方式でございます。

戸籍については信用しないわけではありませんけれども、一旦確認をさせていただいて本当にそういう方が近くにいないのであれば、それはやむを得ないだろうというために確認させていただくという内容でございます。そういう手続をとりながら入居された方はこれまで何名かおります。具体的な数字は今持ち合わせておりませんので、後刻お知らせをしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それではまたお伺いしたいんですけども、親族と町が戸籍等の情報を調査するという同意書になっていまして、本人がどうしても頼んだけだめでしたとここに書いた場合、そのことを親族等に確認するのかとお伺いしたんですけども、それはしないという答えだったんですけども、であれば以前お話ししたように、国が言っていますように保証人なくてもいいようにしてあげなさいということですので、その辺の検討はできないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 本人に確認するとかではなくて、町内に住んでいる方を保証人に立てなさいというのが大原則でございます。さっき申し上げたとおりおじ、おば、おい、めいがいるかいないか、まずもってそれが確認する事項であります。町内にいないのであれば当然立てられないだろうと判断することなので、いたからその人に確認するかということは必要ではなくて、その方がどこに住んでいらっしゃるのかなということの確認になります。例えば、沖縄に住んでいる方を連帯保証人にされてもなかなかこちらとしても後々引っ越しをされると実は探しようがなくなる部分がございますので、実質的にその人は保証人とは名ばかりで役目を果たさないという形になりますので、町内であれば引っ越しをされても引っ越し先までは調べることができますけれども、県外ですとなかなか難しいということがありまして、そういう方たちが本当に町内にいないのかというための確認のための調査でございま

す。

○議長（星 喜美男君） 課長、町内にいた場合のことを聞いている。答弁。保証人を省略といふこと。

○建設課長（三浦 孝君） いた場合ですか。いた場合はそのことが本当にそうかどうか本人確認はいたしませんけれども、あくまでも性善説に捉えてそういうことだろうと考えています。そこでまた要らぬ詮索をすると関係が悪くなる可能性がありますので、そこまではやる気はございません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 保証人、町内と最初は説明されるそうですけれども、実際は町外の方でもいいということも聞いたし、ほかの市町村ではそういう扱いをされているところもあると聞きます。とにかく、保証人なくともいいようには現状できないのかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的に、条例上そうなっているというとあれなんですけれども、一般質問でもありましたとおりどうしても滞納という問題がございます。ご本人さんと直接話す場合と保証人さんを通じて話す場合、いろいろな手立てがありますので、原則的には保証人は必要だと思っています。

738戸の公営住宅がございますけれども、それらの鍵は役所で一切持っておりません。全て入居者の皆様にお渡しをして入居者の皆様で管理をしていただということになってございます。何戸かございますけれども、ご本人さんが全部持ってしまうと万が一のときには鍵を壊して入らなければならぬ。部屋の中に鍵を忘れた場合は鍵屋さんを呼んで鍵をあけるか壊すかしなければならぬという状況なので、できれば連帯保証人さん、かなり信用がおける間柄だと思いますので、そういう方たちに1個なり2個鍵をお預けしていただいて、そういう事態になったとしても保証人さんから鍵を取り寄せて部屋に入る状況を確保したいと考えてございます。

町内にいる方に保証人ということを申し上げていますが、どうしてもいない方もいらっしゃいます。そういう方については緊急連絡員ということで何かあった場合はその方を通じいろいろな対応をするという手立てをとっています。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。答えていない。

○4番（小野寺久幸君） 保証人を撤廃する検討はできないのかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今のところ撤廃する検討はしておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 県で入札して安くなったと。先ほど1割強と前者言ったようではあります
が、23億円に対して2億6,000万円というのは安くなったことは喜ばしいことなんですが、こ
れの額は妥当なのか適切な額なのかということが一つです。

それから、これは予定価格ってわからないんですか。

概算と積算との差額で高騰対策予備費という、これは9,000何ぼあるんだけどこれが全部こ
れなのか、このほかにも差額が出たのか。その辺をお聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） まず、適正な金額であるかということでございますけれど
も、県におきまして詳細に工事単価等によりまして積算をしている工事でございますので、
適正な金額であると思っています。

それから、物価高騰の分でございますけれども、当初見込んで1割ほどの物価高騰率とい
うことで概算額に含まれておりましたけれども、10%分ぐらいの物価高騰がなかったというこ
とで9,760万円は物価高騰対策に係る部分の数字でございます。（「予定価格はわからないの」
の声あり）県の予定価格につきましては資料を持ち合わせてございません。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） わかりました。

そういうのはしようがないのかなと思うんですけれども。そうすると若干というか物価は高
騰していたということなんだね。思ったぐらいではなかったけれども高騰していたとい
うことでしょう、10%余ったということは。安く出ることは本当に喜ばしいことなんだけれども、
喜んでばかりいられないような事実もあるので、心配するんです。安く仕上がったから安心
して入っていいのかなと思って、後で問題なければいいけれども県でやることだからしっか
りやったかと思うけれども、県ではやってもやる方々がいろいろな問題を起こしている事例
があるものだから。その辺あたり大丈夫でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） おっしゃいますとおり、県において県ならず当町の担当係
においても今現在、下検査ということで毎戸毎戸見ている状況でございますので、その辺は
抜かりのないようにしていきたいと考えています。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） もう少しでいろいろ終わってきますので、先が見えてきているのでミスのないようにもう少し踏ん張ってやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第144号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第145号 財産の取得について

日程第8 議案第146号 財産の取得について

日程第9 議案第147号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第145号、財産の取得についてから日程第9、議案第147号、財産の取得についてまで。

お諮りいたします。本3案は関連がありますので一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第145号から議案第147号までの3議案、財産の取得についてをご説明申し上げます。

本3議案は志津川中央第3街区、第4街区地区、志津川東第2地区第4工区、第5工区、志津川東第6街区地区に整備する災害公営住宅整備事業に係る財産の取得について、南三陸町

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第145号から細部説明をさせていただきます。

議案書は2ページ、議案関係参考資料は23ページからでございます。

議案書2ページに記載しておりますとおり、本議案につきましては志津川中央地区に整備をしております戸建ての災害公営住宅について南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの買い取り価格を減額変更するものでございます。現在の取得金額から9万5,040円を減額し6億6,796万560円とするものでございます。

議案関係参考資料の23ページに事業概要を記載してございますが、志津川中央地区の戸建て住宅につきましては昨年12月定例会におきまして取得についてのご決定をいただき、中央団地内に木造2階建て31戸、平屋1戸、合わせて32戸を整備しているものでございます。今月完成となりますことから今回事業費を最終精査し減額となったものでございます。

減額の主な要因につきましては、24ページに記載しておりますとおり、地盤改良工事の取りやめ、各種仕様変更、共同アンテナの追加などが主な変更内容でございます。25ページから29ページには配置図、平面図等を添付してございます。さきにお示しましたものと変わっておりませんので、参考までにごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第146号について細部説明させていただきます。

議案書3ページ、議案関係参考資料は30ページでございます。

議案書3ページに記載しておりますとおり、本議案につきましても志津川東第2地区の第4工区、5工区に整備しております集合タイプの災害公営住宅についてUR都市機構からの買い取り価格を減額変更するものでございます。金額は現価格から4億8,341万4,120円を減額し、31億7,099万9,880円とするものでございます。

議案関係参考資料30ページに事業概要を記載しておりますが、志津川東第2地区第4工区、5工区の集合型災害公営住宅につきましては昨年7月の臨時会におきまして取得についての決定をいただき、9月から整備をしてまいりました。集合住宅4階建て2棟で52戸、2階建て、3階建てがそれぞれ2棟で57戸、合計109戸と駐車場などを整備したものでございます。

今月完成の予定で事業費を最終精査、買い取り価格が減額となったものでございます。

変更の主な要因につきましては31ページに記載しておりますとおり、当初契約においては物価上昇や工事途中での設計変更を見込んだ金額で譲渡契約を締結しておりましたが、見込みほどの物価高騰がなく、労働者確保費用を除いては設計変更による増額もなかつたことなどが減額が主なものでございます。

32ページから39ページまでには配置図、平面図等を載せてございます。

続きまして、議案第147号でございます。

議案書4ページ、議案関係参考資料40ページからでございます。

議案書4ページに記載しておりますとおり、本議案につきましても志津川東地区第6街区に整備をしております戸建ての災害公営住宅整備事業について南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの買い取り価格を減額変更するものでございます。現在の取得金額から81万9,720円を減額し、8,173万6,560円とするものでございます。

議案関係参考資料40ページに事業概要を記載しております。志津川東6街区の災害公営住宅につきましては、昨年12月定例会におきまして取得についてのご決定をいただきまして団地内に木造2階建て4戸を整備してまいりました。今月完成したことから事業費を精査減額となったものでございます。変更の主な要因につきましては41ページに記載しておりますとおり、地盤改良工事の取りやめ、各種仕様変更などが主な変更内容でございます。

42ページ以降には位置図、配置図、平面図を添付しております。さきにお示ししたものと変わつておりますので、参考までにごらんいただきたいと思います。

今回、議案として出ております災害公営住宅につきましては、今月完成予定で1月から入居が開始される予定になってございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑は一括して行います。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一括上程でもありますので、全体的にお伺いしたいんですけども、震災があつて災害公営住宅並びに高台移転、ずっと進んできていますけれども、それぞれ一つ一つの議案もしくは一つ一つの事業に対しての精算であるとか金額というものが示されておりますけれども、一体今まで南三陸町がここまで復興するのにどれぐらい事業費がかかつたのかなということも、どこかのタイミングで一度まとめておくべきなのかなと思っております。今そのタイミングなのかというの難しいんですが、今年度末までに住まいの再建と

いうものに関しては一定のめどがつくというお話を伺っておりますので、現時点でもしそういった大枠での捉え方がなされているのであればお示しいただきたいなと思いますし、また今後どういったタイミングでそういったことを町民の皆さんもしくはご支援いただいた各所の皆さんにお示しする機会があるのかどうか、そういうことを現時点で考えているのかどうか含めてお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大体のというわけではございませんけれども、住宅再建に関連する部分の契約額ベース。契約額ということは実際に事業着手をした金額で簡単な資料がございますが、まず災害公営住宅の事業ですが、240億円でございます。契約率が89%。次に大きいのが防集事業でございますがこれが約300億円でございます。契約率が76%でございます。その他、道路事業ですか水産関係とかありますが、こういったもろもろ全部入れますと町としての契約額ベースで786億円。割合にしますと77%まで契約をしているということでございます。今後、どのタイミングで復興状況について町民の皆様にということですが、今年度末で住宅再建というハード事業がおおむね終了するということから、年度末あるいは年度当初の広報等の媒体で一定程度のお知らせはしなければならないと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 契約額ベースでということでした。ですので、全体として7割7分、77%の契約ということは23%ぐらいはまだ契約を結んでいない、契約を結ぶ予定があるけれども契約を結んでいないところがあるという考え方でいいのかなということになると大体1,000億円になるでしょうか。わかりました。これは当然国からの支援で事業を進めてきたわけですけれども、今回の上程された議案に関していえばいずれも減額されていて、減額の総額でいくと40億円ぐらい近くなるんでしょうか。そういったお金は当然国に対して返還していくことになるんだと思いますけれども、その認識で間違いないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） これから各事業ごとに精算してまいりますので、そういう認識でよろしいかと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。3点ほどお伺いします。

議案関係資料24ページからですけれども、変更前にはなかった変更後に出てきた共同アンテナ工事318万9,000円なんですけれども、これは変更前にはなかった、変更後あったんですけ

れども、この住宅だけなのか。今まで終わった住宅については変更前から設置してあったものなのか、そこをお伺いします。

31ページ、済みません、146に関連するんですね。労働者確保費用というものが変更前と変更後で5,000万円ほど変更後が多くなっております。労働者確保費用ですから人件費だと思われますけれども、人数で多くなっているのか。金額のとり方ですね、算定はどのような算定になってこの5,000万円に変更後上乗せができたのか。実績との差異が出ています。この辺のご説明。

もう1点は、41ページです。住居のLAタイプの3DKの主な変更内容なんですけれども、総額で81万9,720円の減が生じております。その中で75万9,000円の減額が3DKの戸建ての減額になっておりますけれども、この中で擁壁境界ブロック仕上げ変更とありますけれども、この擁壁の部分で減額になっていると思うんですけれども、なっているとすればどの変更内容で大きな要因を占めている額なのか。その辺お聞かせします。擁壁なくてもいいのかあつたほうがよかったのかお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 3点ほどのご質問にお答えいたします。

24ページの共同アンテナの受信施設でございますけれども、これは当初はとてございませんでした。計画段階で電波の受信が悪いということで追加になったものでございます。

31ページ、労働者確保費用でございますけれども、これは宿泊費相当に当たる部分になります。遠くから作業員が来た場合に泊まります宿泊費に相当する部分でございます。

41ページ、LAタイプの増減75万9,000円ということでございますけれども、ご質問のありました擁壁境界ブロック仕様の変更につきましては増額になってございます。詳細の金額を載せてございませんが、地盤改良工事の取りやめについては152万円ほどの減額、建具仕様の変更につきましては27万7,000円の増額、擁壁境界ブロックの仕様変更につきましては64万4,000円ほどの増額でございます。玄関タイルの追加につきましては8万6,000円の増、その他設備の変更としまして24万8,000円の減、トータルしまして75万9,000円の減額ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まずもって、難聴だったということで後でアンテナを取りつけたということなんですけれども、そのほかからは難聴ということのクレームが来ていないんでしょうか。そこはどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 失礼いたしました。ほかからも何件かございまして、共同アンテナもしくは個別のアンテナを新たに追加したところもございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今後、買い受けして終わった後に難聴というところが出てきた場合、工事はどのようにするのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 完成までに一応電波を調査して対処してはございますけれども、入居後につきましても電波の受信が悪いというお話があれば町で対処したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。1点だけ伺いたいと思います。

先ほど前者の質問で住宅関係の契約ベースでの金額が1,000億円になるということなんですが、そこでお聞きしたいのは今回上程になっている木造災害公営住宅建設推進協議会、これは地元の建築の方たちの組合でやっているんだと思いますけれども、そこでこれまで5年の間に町内の建設協会の人たちはある程度もうけられたというか、所得というか収益が上げられたのかどうなのか。現在、家がいっぱい建っている中、ハウスメーカーさんがやだぎりあるもので、その辺の心配ではないんですけども、どのような仕組みになっていたのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今、今野議員、1,000億円というお話でしたが、住まいの再建、住宅関係でいいと540億円ぐらいということになります。戸建てを中心に木造協にということでございます。実際木造協に総額どれぐらいの発注をしているかといいますと私は現在持っていないんですが、各事業者さんがどのような利益があったのか、その内容までは私どもでは把握はしてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 角度を変えて、例えばこれまでの5年の間に個人情報に当たらない程度で建設業者の方たちはいい感じで大きい家なんかも建っているんですけども、建築関係、工務店関係のそういう方たちの、当局でつかんでいましたら税務関係で例えば所得が上がったとかそういったところでつかめるんじゃないかと思うんですけども、そういった変化は

認識しているかどうか改めて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） なかなか難しいところではございますが、法人関係に関しましては決算等でもご報告申し上げていますとおり、法人町民税が相当伸びている、裏返しで相当な所得が伸びているんだろうという推測はできるところでございます。

個人につきましては個人で請け負っている大工さん等もいるでしょうが、個別に業種別になかなか比較ができないという部分がありますが、総体的に人口減の割に所得が町県民税の税額の回復があるということは総体的には所得が伸びているのかなという推測はできると思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結します。

初めに、議案第145号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第145号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第146号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第147号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明9日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明9日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時11分 延会